

第三次小千谷市環境基本計画 (案)

～人間と自然との共生の下で
恵み豊かな環境を将来に伝える～

新潟県小千谷市

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 目指す環境

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 望ましい環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 望ましい環境像の実現のための取組

基本方針1 地球環境保全に貢献していく

- (1) 地球環境に配慮したエネルギーの利活用・・・・・・・・ 10
- (2) 気候変動適応策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

基本方針2 豊かな自然を守り、共生していく

- (1) 森林の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) 農地の保全・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (3) 水辺環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 水資源の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (5) 多様な生物との共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (6) 自然とのふれあいの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

基本方針3 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

- (1) 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進・・・・・・・・ 24
- (2) 公害のないまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (3) 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進・・・・・・・・ 32

基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

- (1) 環境に関する情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (2) 環境教育・環境学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (3) 地域における環境活動とパートナーシップの推進・・・・・・・・ 38

第4章 計画の推進体制・進行管理

- 1 計画の推進体制
 - (1) 環境審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (2) 環境調整会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (3) 市民・事業者・市の協働・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 計画の進行管理
 - (1) P D C Aサイクルによる進行管理・・・・・・・・ 43
 - (2) 年次単位の進行管理と年次報告書の公表・・・・・・・・ 43
 - (3) S D G s 推進に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - (4) 環境指標と取組指標・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

資料編

- 1 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 3 小千谷市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 4 環境に関するアンケート調査結果・・・・・・・・ 62

第1章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の期間
- 5 各主体の役割

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

小千谷市では、平成15（2003）年3月に環境保全に関する施策について基本的な事項を定めた「小千谷市環境基本条例」を制定しました。この条例に基づき、平成18（2006）年3月に、平成27（2015）年度を目標年次とした「小千谷市環境基本計画」を策定し、将来的に目指す環境の実現に向けて、市民・事業者・行政それぞれの主体が連携、協働して取り組むべき内容を示しています。

引き続き、平成28（2016）年3月に環境保全に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、令和7（2025）年度を目標年次とした「第二次小千谷市環境基本計画」を策定しました。計画期間の5年目にあたる令和2年度に、（1）市を取り巻く環境の変化への対応、（2）前期取組の評価と課題の抽出、（3）時勢に合わせた修正の3つのポイントにより、中間見直しを行っています。

本計画は、令和3年3月に策定した「第二次小千谷市環境基本計画（中間見直し）」の内容を基本として、地球温暖化による気候変動からの影響や脱炭素社会※の実現に向けた動きなど、取り巻く環境や社会情勢の変化を考慮し、目指す環境への取組及び施策を推進するために定めるものです。

【目指す環境への方針】

深刻化する地球温暖化を食い止め、良好な地球環境を維持していくためには、世界規模で二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。私たちの行動や生活においても、省エネルギーや再生可能エネルギーなど地球環境に配慮したエネルギーの利活用から温室効果ガスの排出を抑制し、気候変動に適応していくことが求められています。当市でも令和3年11月に、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことを表明し、カーボンニュートラル社会の実現に向けて取組を進めています。

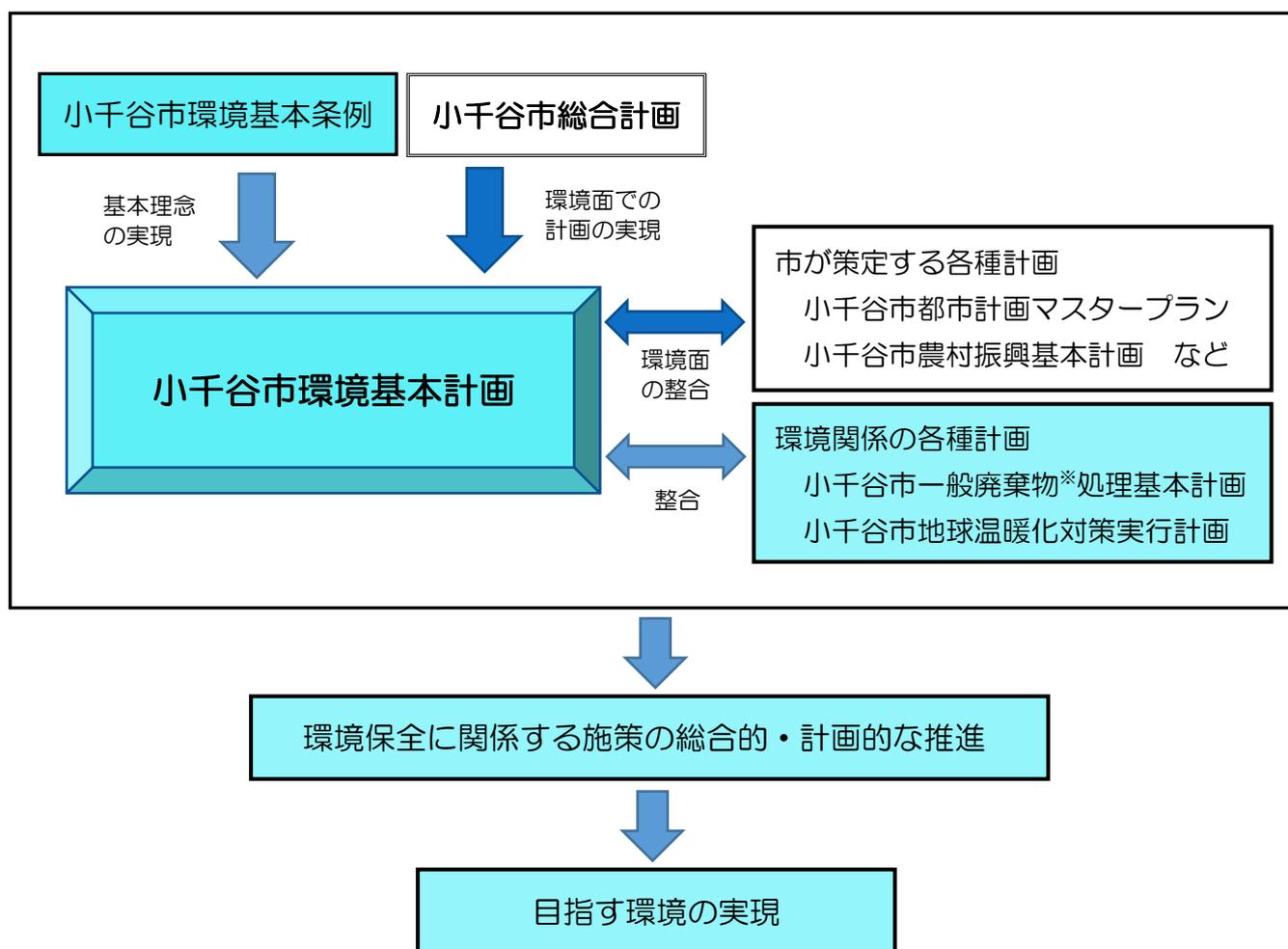
小千谷市環境基本計画の基本目標「人間と自然との共生の下で恵み豊かな環境を将来に伝える」は継続することとし、国の第六次環境基本計画及び新潟県環境基本計画の方針を踏まえ、今後重点的に取組を推進していく視点から基本方針の構成について見直しを行い、各施策を展開します。

- ・基本方針1 地球環境保全に貢献していく
(地球環境に配慮し、脱炭素につながる暮らしを实践するまち)
- ・基本方針2 豊かな自然を守り、共生していく
(四季の豊かな自然を守り、人と自然が共生するまち)
- ・基本方針3 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく
(人の生活と環境への負荷バランスをとりながら、潤いのある暮らしができるまち)
- ・基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく
(みんなが環境に対する高い意識を持ち、互いに助け合い行動するまち)

2 計画の位置づけ

本計画は、小千谷市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、小千谷市環境基本条例第9条に基づき策定するものであり、小千谷市総合計画を環境面から推進する分野別計画として位置づけられるものです。

市が策定する各分野の個別計画や実施する施策のうち環境に影響を及ぼすと認められるものについては、本計画と整合を図るものです。



参考：小千谷市環境基本条例

第9条第2項 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

①地球環境

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、省エネルギー、再生可能エネルギー など

②自然環境

森林、農地、水辺環境、水資源、生態系^{*}、自然とのふれあい など

③生活環境

歴史・文化、まちづくり、都市景観、公害、化学物質、廃棄物 など

④環境保全活動

環境情報、環境教育、環境学習、人材の育成 など

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とし、社会情勢や環境課題の変化に対応するため、概ね5年を目途に必要な見直しを行います。

5 各主体の役割

今日の環境問題は、私たちの日常生活や社会経済活動に起因する問題が多く、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという特徴を持っています。

このことから、当市の環境を保全し、持続可能な社会を築いていくため、市民・事業者・市がそれぞれの責任と役割を認識し、その実現に向け積極的に取り組むとともに、相互が連携・協力していくことが重要です。

本計画に掲げる望ましい環境像を実現するために、各主体に求められる役割は次のとおりです。

（1）市民（市民団体を含む）の役割

- ①日常生活における環境への負荷低減に努めます。
- ②環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策に参加・協力します。

（2）事業者の役割

- ①事業活動を行うに当たっては、公害の防止及び自然環境の保全に努めます。
- ②再生資源など環境に配慮した原材料などの使用に努めます。
- ③市が実施する環境保全に関する施策に参加・協力します。

（3）市の役割

- ①環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- ②市の事務事業の実施には、率先して環境への負荷低減に努めます。
- ③広域的な施策の取組みは、国や他の地方公共団体と協力して実施します。
- ④地域や事業者などが実施する環境保全に関する活動に協力します。

第2章

目指す環境

- 1 基本目標
- 2 基本方針
- 3 望ましい環境像
- 4 施策の体系

第2章 目指す環境

1 基本目標

小千谷市が将来的に目指す環境の基本目標を次のとおり定めます。

**人間と自然との共生の下で
恵み豊かな環境を将来に伝える**

2 基本方針

小千谷市環境基本条例第3条に掲げる基本理念に則り、環境保全についての基本方針を定めます。

【基本方針】

- ①地球環境保全に貢献していく
- ②豊かな自然を守り、共生していく
- ③快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく
- ④環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

参考：小千谷市環境基本条例

(基本理念)

第3条 環境の保全は、恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで、欠くことのできないものであることから、これを将来にわたって維持し、及び向上するように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、環境への負荷の少なく持続的な発展が可能な都市の実現を目的として、エネルギーの有効的な利用及び資源の循環的な利用を推進するため市、事業者及び市民はそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

3 望ましい環境像

小千谷市が将来的に目指す環境の実現に向けて、基本方針に基づく望ましい環境像(将来像)を示します。

(1) 地球環境に配慮し、脱炭素につながる暮らしを实践するまち

気温上昇や豪雨など地球温暖化による気候変動が要因とされている影響が顕在化され、これまでのライフスタイルを見直すとともに、温室効果ガスの排出を抑えるため、環境にやさしいエネルギー利用や地域資源の有効活用などの取組を進めることが大切です。

市民一人ひとりが地球環境に配慮し、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素を目指す社会をつくっていきます。

(2) 四季の豊かな自然を守り、人と自然が共生するまち

当市は信濃川の水辺や森林など、四季折々に変化する豊かな自然に恵まれています。これらの環境を守り育て、市民が自然とふれあえる身近な空間を確保することが大切です。

良好な環境を人間だけでなく、多様な生物と共生していることを認識し、将来世代に引き継いでいく社会をつくっていきます。

(3) 人の生活と環境への負荷バランスをとりながら、潤いのある暮らしができるまち

おいしい空気、きれいな水のある豊かな自然に恵まれた環境を維持するためには、人が日常生活や事業活動を通じて、環境への負荷を軽減することが大切です。

市民一人ひとりがこのことを認識し、豊かでゆとりある環境への負荷が少ない循環型社会をつくっていきます。

(4) みんなが環境に対する高い意識を持ち、互いに助け合い行動するまち

今日の環境問題を解決するためには、私たちが当事者である認識の下に、現状を理解し、市民・事業者・市が環境情報を共有することにより、できることから連携・協力して行動していくことが大切です。

各主体が共に助け合い、学び合い、環境の保全に対して責任と役割を果たすことができる社会をつくっていきます。

4 施策の体系

人間と自然との共生の下で恵み豊かな環境を将来に伝える

基本方針	望ましい環境像	施策の方向	
<p>基本方針1 地球環境保全に貢献していく</p> 	地球環境に配慮し、脱炭素につながる暮らしを实践するまち	(1)	地球環境に配慮したエネルギーの利活用 【省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用】
		(2)	気候変動適応策の推進
<p>基本方針2 豊かな自然を守り、共生していく</p> 	四季の豊かな自然を守り、人と自然が共生するまち	(1)	森林の保全
		(2)	農地の保全・活用
		(3)	水辺環境の保全
		(4)	水資源の保全
		(5)	多様な生物との共生 【生物多様性の保全、野生鳥獣の管理】
		(6)	自然とのふれあいの推進
<p>基本方針3 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく</p> 	人の生活と環境への負荷バランスをとりながら、潤いのある暮らしができるまち	(1)	暮らしやすく個性あるまちづくりの推進 【歴史・文化とまちづくり、緑地・公園、雪との共生】
		(2)	公害のないまちづくりの推進 【大気環境、水質、土壌汚染、化学物質、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、放射性物質】
		(3)	廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進 【ごみ、リサイクル、不法投棄】
<p>基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく</p> 	みんなが環境に対する高い意識を持ち、互いに助け合い行動するまち	(1)	環境に関する情報の共有
		(2)	環境教育・環境学習の推進
		(3)	地域における環境活動とパートナーシップの推進

第3章

望ましい環境像の実現のための取組

基本方針1

地球環境保全に貢献していく

基本方針2

豊かな自然を守り、共生していく

基本方針3

快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

基本方針4

環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

第3章 望ましい環境像の実現のための取組

基本方針1 地球環境保全に貢献していく

関連するSDGsの目標



【望ましい環境像】

**地球環境に配慮し、
脱炭素につながる暮らしを実践するまち**

(1) 地球環境に配慮したエネルギーの利活用

【現 状】

○省エネルギーの推進

- ・当市では、令和5年3月に「小千谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）※」を策定し、電気やガスの使用量削減に取り組むとともに、市有施設の照明設備 LED 化などを含む省エネルギー対策を推進しています。また、令和5年5月に「小千谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）※」を策定し、「実行計画（事務事業編）」と併せて気候変動の要因となる温室効果ガスの排出削減目標に向けた取組を推進しています。

○再生可能エネルギーの活用

- ・当市では、令和2年3月にエネルギー施策の基本となる「小千谷市エネルギービジョン※」を策定し、再生可能エネルギーの有効活用や資源の循環利用に向けた取組を推進することにより、市内での経済循環や新たな雇用創出などを目指しています。令和3年11月に、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、カーボンニュートラル社会の実現に向けて地球環境に配慮したエネルギーの利活用調査を進めています。

【課 題】

○省エネルギーの推進

- ・令和6年度実施の市民アンケート調査（以下「市民アンケート」）の結果では、環境に配慮した取組状況について「LED 照明など省エネ機器・設備を導入している」の項目で、81.1%となっています。省エネルギーや温室効果ガス排出の削減に貢献する意識は高くなっていますが、LED 照明以外の機器・設備については、設置・購入費用が高いことや維持管理に費用と手間がかかることが導入への支障と考えられます。

○再生可能エネルギーの活用

- ・令和6年度実施の事業所アンケート調査（以下「事業所アンケート」）の結果では、環境問題の認識や取組状況について「事業活動における電気・ガス等の使用による温室効果ガスの排出」の項目で、影響があると回答した割合は59.5%となっています。また、再生可能エネルギーに関して望むものについて「設備導入にかかる費用の助成制度」が最も多く、次いで「導入事例紹介」「再生可能エネルギー等の仕組みや全体的な概要周知」が選択されています。
- ・市民及び事業所ともに、再生可能エネルギーに対する関心や認知度について、依然として低い状況と考えられます。今後は、地域特性を踏まえた再生可能エネルギー活用への導入検討や可能性調査を進めるとともに、エネルギーに関する理解促進や意識啓発に努めていく必要があります。

【取組の方針】

- ・省エネルギーに関する情報提供を行い、家庭や事業所での省エネルギー行動を推進するとともに、市有施設においてもDX推進による業務効率化を進め、省エネルギーに努めます。
- ・再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、家庭や事業所での温室効果ガス排出量の抑制を推進するとともに、市有施設については、エネルギー消費を低減するZEB[※]化の検討や再生可能エネルギー設備の導入により、地球温暖化対策に配慮した取組を行います。
- ・太陽光、地中熱、雪冷熱など地域が有する再生可能エネルギーを地域内で活用する「エネルギーの地産地消」に取り組み、脱炭素につながる暮らしを実践することにより、環境保全に貢献します。

【施 策】

- ・節電など省エネルギーに関する情報提供を行い、家庭や事業所での省エネルギー行動を推進します。（環境共生課）
- ・市有施設での情報通信技術の活用やデジタル化を推進し、省エネルギー化に取り組みます。（企画政策課）
- ・市有施設において、空調機器や照明などの省エネルギー設備の導入を推進します。（建設課）
- ・小千谷市役所におけるノーマイカーデーやライトダウンの取組を推進します。（総務課）
- ・地球温暖化防止に向けた行動や理解を促進するため、脱炭素につながる情報発信や普及啓発を図ります。（環境共生課）
- ・市有施設への再生可能エネルギー設備導入を検討し、効果が認められる施設について導入を推進します。（環境共生課）
- ・市民・事業者の再生可能エネルギー設備導入を支援します。（環境共生課）
- ・再生可能エネルギーに関連する新たな産業・雇用機会の創出や観光分野との連携により、地域経済への好循環を推進します。（環境共生課）
- ・環境問題やエネルギーに関する普及啓発や環境教育・学習機会の充実を進めることで、市民と事業者の意識を高め、取組を実践できる人材を育成します。（環境共生課）

【市民及び事業者の役割】

- ・移動にはマイカーの利用を控え、自転車や公共交通機関の利用を心がけます。(市民)
- ・自動車購入の際は、電気自動車など低公害車の購入を検討します。(市民)
- ・太陽光発電、地中熱利用、雪冷熱利用などの再生可能エネルギーについて関心を持ちます。(市民)
- ・節電や節水など、省エネルギー行動に積極的に取り組みます。(市民・事業者)
- ・アイドリングストップなどエコドライブを心がけ、環境に配慮した運転を行います。(市民・事業者)
- ・業務用自動車への低燃費車・低公害車の導入を推進します。(事業者)
- ・事業所への省エネルギー型機器及び長期間使用が可能な製品の導入に努めます。(事業者)
- ・エネルギー使用量の把握を行い、消費量低減の検討やZ E B化の検討などを行います。(事業者)
- ・太陽光発電、地中熱利用、雪冷熱熱利用などの再生可能エネルギーについて関心を持ち、事業所での導入を検討します。(事業者)
- ・環境イベントへの参加や環境保全に関する情報に関心を持ち、脱炭素につながる行動を行います。(市民・事業者)

(2) 気候変動適応策の推進

【現 状】

- ・気候変動問題は年々深刻化し、近年、市内でも気温の上昇や極端な大雨の増加、降水日数の減少、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症による健康被害など、地球温暖化の進行による気候変動の影響が見られており、今後ますます深刻化するおそれがあります。
- ・近年、地球温暖化の影響により、水田で水が最も必要な時期である出穂期の降雨量が少量となり、農業用水として重要なため池や河川の水不足が発生する年が増加しています。

【課 題】

- ・気候変動の影響が非常事態であるという認識の下、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、行政や市民、事業者等、あらゆる主体が総力をあげて取り組んでいく必要があります。
- ・水稲（主食用米）、水害（洪水・内水）、雪害、暑熱（熱中症）等をはじめとする適応策を進めていく必要があります。
- ・気候変動適応法改正（令和6年4月全面施行）に基づき、熱中症予防対策に関する普及啓発等を進める必要があります。
- ・農業用水の水不足を解消するための取組として、耕作者自ら様々な対策を行っていますが、対策に係る経費が大きな負担となっています。

【取組の方針】

- ・地域における自然・経済・社会的状況に応じた気候変動への適応策を関係課の連携の下、推進します。

- ・当市において、特に重要な農業分野の水稻（主食用米）、水害（洪水・内水）、雪害、暑熱（熱中症等）の4項目を中心に適応策に取り組み、その他のものについても既存の取組や情報収集等を重ね、必要に応じてさらなる対策を実施します。
- ・国・県からの気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、市民・事業者の適応に対する理解を深め、それぞれの適応策を促進するため、適応に関する情報提供や普及促進を図ります。

【施 策】

- ・地球温暖化問題に関する情報提供を行い、脱炭素社会への実現に向けて市民の意識を高めます。（環境共生課）
- ・地球温暖化の進行による気候変動に伴い、農林水産業や自然生態系、自然災害等、さまざまな影響が顕在化していることから、ハード・ソフト両面での様々な対策を強化して災害に強いまちづくりを進めます。（全庁的）
- ・激甚化する自然災害に対応するため、市民・事業者に対して平時からの備えの重要性について啓発を強化します。（防災安全課）
- ・国や県と連携し、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）や同特別警戒情報（特別警戒アラート）発表時の確実な伝達を行うとともに、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）等の熱中症予防対策の普及啓発を図ります。（環境共生課、健康・子育て応援課、消防本部）
- ・渇水時でも耕作者が水田の水確保のために使用できる渇水時協力井戸制度を創設します。（農林課）

【市民及び事業者の役割】

- ・地球温暖化問題の重要性について理解を深め、地球環境保全に貢献する取り組みを実践します。（市民・事業者）
- ・激甚化する自然災害の発生に備え、平時からハザードマップ等による避難経路の確認や非常食等の備蓄を進めます。（市民・事業者）
- ・気象警報や熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）等の情報取得に努めます。（市民・事業者）
- ・渇水時でも耕作者が水田の水確保のために使用できる渇水時協力井戸の登録を行います。（市民・事業者）

基本方針2 豊かな自然を守り、共生していく



【望ましい環境像】

**四季の豊かな自然を守り、
人と自然が共生するまち**

(1) 森林の保全

【現 状】

- ・当市は豊かな自然に恵まれ、市全体面積の約40%を森林が占め、ブナ、マツ、コナラを中心とした雑木林、スギの人工林などの多様な群落が形成されています。
- ・これらの森林は、身近な生物の生息・生育の場でもあり、山本山、船岡山は鳥獣保護区に指定され、多様な鳥獣の生息地となっています。また、森林は美しい自然景観を私たちにもたらししており、山本山周辺と朝日山周辺、金倉山周辺は「長岡東山山本山県立自然公園」の指定を受けて保護されています。それらの自然を活用したトレイルランのイベントも開催されています。
- ・山本山、船岡山、金倉山、時水城山は、登山や遠足、花の鑑賞といった市民の憩いの場となっています。
- ・市民アンケートの結果では、周辺環境で今後も残していきたいものや大切にしたいものとして山本山、時水城山等が挙げられています。

【課 題】

- ・森林は、木材の生産機能以外にも災害の防止、水源のかん養、動植物の生息地、景観形成など多様な公益的機能を有していることから、その重要性を認識し、植林や間伐などの森林整備活動の支援等により、機能を保持していくための取組が必要となっています。しかしながら、伐採した木材を運び出す道路が整備されていないことから、市内では間伐が多く行われていない現状があります。
- ・人工林においては、木材価格の低迷や所有者の高齢化などから管理が適正に行われず、森林の保全に問題が生じているため、適正に管理する取組が必要となっています。
- ・適切な森林管理を行うに当たり、土地の所有者や境界が明確でなく、管理事業の支障となっています。

【取組の方針】

- ・森林の荒廃を防止し、森林が有する公益的機能の維持保全に努めます。

- ・森林を健全に維持していくため、土地の境界を明確にしたうえで間伐を行うとともに、木育の観点から新潟県産木材を利用したおもちゃを新生児に配布することを検討します。
- ・土地の境界を明確にするため、国土調査事業の推進に努めます。

【施 策】

- ・森林の荒廃を防ぐため、森林組合と連携し、適切な維持管理を指導します。(農林課)
- ・森林環境譲与税[※]の活用により、森林の多面的な機能を保つための間伐を行います。また、間伐により緩衝地帯を作ること、ヒトとクマの生活空間を棲み分けるゾーニングを行います。(農林課)
- ・付加価値のある特用林産物の生産を支援します。(農林課)
- ・市有施設などには、新潟県産木材を活用するように努めます。(建設課、農林課)
- ・無秩序な開発などによる森林の消失を防止します。(農林課)
- ・『にいがた「緑」の百年物語[※]』県民運動を支援します。(農林課)
- ・森林の持つ公益的機能について、普及啓発に努めます。(農林課)
- ・国土調査事業にかかるIT化を推進します。(建設課)

【市民及び事業者の役割】

- ・所有している森林を市民活動の場として提供することに協力します。(市民)
- ・間伐や下草刈りなどを行い、所有している森林の適切な管理をします。(市民・事業者)
- ・新潟県産木材の活用に努めます。(市民・事業者)
- ・『にいがた「緑」の百年物語』県民運動に参加・協力します。(市民・事業者)
- ・開発による森林の減少を最小限に抑えるように配慮します。(事業者)
- ・市と連携し、林道の維持管理を行います。(市民)

(2) 農地の保全・活用

【現 状】

- ・当市は農地の大半が水田であり、全体の約90%を占めています。水田は、豊かな田園風景を創り出すとともに、多様な生物の生息地、治水防災機能など多面的な機能を有しています。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより農家戸数と経営耕地面積は減少し続けています。

【課 題】

- ・農地は作物の生産基盤としての役割のほか、森林と同様に生態系の維持や気候調整機能など多様な公益的機能を有しています。農地が減少することは、それらの機能の喪失につながることから、将来に渡り農地を保全、活用していく必要があります。

【取組の方針】

- ・農地の維持に向け地産地消型農業を推進するとともに、小千谷市担い手育成総合支援協議会と連携し、農業の後継者育成を行います。

- ・市民農園を有効活用するために、利用促進に努めます。

【施 策】

- ・後継者育成や経営基盤強化に対する支援、また、農地パトロール^{*}の実施により、農地の維持や耕作放棄地の拡大防止に取り組みます。(農林課)
- ・効率的な農地利用のための基盤整備を検討している地域を支援します。(農林課)
- ・農業の多面的機能の維持、発揮のために、地域での共同活動や特定の営農活動を支援することを目的とした日本型直接支払制度に取り組む地域を支援します。(農林課)
- ・環境保全型農業^{*}を推進するとともに、食の安全性に関する情報の提供に努めます。(農林課)
- ・水田のフル活用により、主食用米以外の米や他農産物の生産を支援します。(農林課)
- ・地元農産物の販売や学校給食などへの利用を推進します。(農林課)
- ・直売所情報の把握と周知に努め、地産地消を推進します。(農林課)
- ・農薬や化学肥料の適正使用の啓発に努めます。(農林課)
- ・農地の持つ公益的機能について、普及啓発に努めます。(農林課)
- ・市民農園の利用促進に努めるとともに、農業体験イベントを実施するなど、市民が農業とふれあえる機会を創出します。(にぎわい交流課)
- ・交流自治体である杉並区において、地元農産物を販売・PRする機会を創出します。(にぎわい交流課)

【市民及び事業者の役割】

- ・市民農園などで農業を体験し、農業の大切さを学びます。(市民)
- ・食の安全や農業に関心を持ち、地元産の農産物を率先して購入します。(市民)
- ・農地の有効活用を図り、耕作放棄地の拡大防止に協力します。(市民・事業者)
- ・環境保全型農業を推進します。(事業者)
- ・農業経営の規模拡大を図り、経営基盤強化のために農地を有効活用し、耕作放棄地の拡大防止に努めます。(事業者)
- ・小売店においては地元産の農産物を積極的に取り扱います。(事業者)
- ・開発による農地の減少を最小限に抑えるように配慮します。(事業者)



外之沢の棚田



市民農園の農業体験イベント

(3) 水辺環境の保全

【現 状】

- ・当市は市内の中心を流れる信濃川や中小河川、池沼など豊かな水辺に恵まれています。これらの水辺は、多くの動植物の生息・生育空間として、また、市民の憩いの場となっており、市と町内会などが連携して除草、ごみ拾いや花の植栽などの活動を行い、水辺環境の維持や水と親しめる環境の創出に努めています。
- ・信濃川左岸にある五辺の水辺は、多くの動植物の生息・生育空間として保全され、市民の憩いの場となっています。また、信濃川左岸河川公園、越の大橋から五辺の水辺周辺の清掃を実施しています。
- ・茶郷川においても周辺住民などで構成する「茶郷川環境整備協議会」により、清掃活動、除草や花の植栽などの環境美化活動、桜並木の管理が行われ、市民の憩いの空間となっています。
- ・新潟県自然環境保全地域に指定されている郡殿の池(こおりどんのいけ)と男池(おいけ)は、地元保存会により自然環境が保全されています。
- ・市民アンケートの結果では、周辺環境で今後も残していきたいものや大切にしたいものとして「信濃川」・「ホテル」等の水辺環境に関する回答が多く挙げられています。

【課 題】

- ・信濃川及び中小河川、池沼などの豊かな自然と生態系を維持し、市民が水辺に親しめるよう、水辺の自然環境を保全していく必要があります。特に、郡殿の池は、外来植物の繁殖や浮島の陸地化が見受けられることから、環境を保全していく必要があります。

【取組の方針】

- ・信濃川は、その雄大な流れと眺望の素晴らしさから、市民の誇れるシンボルとして、河川環境の保全に努めます。
- ・茶郷川など身近な河川や郡殿の池など池沼においては、自然と親しみ、ふれあえるような水辺環境の維持に努めます。

【施 策】

- ・信濃川の河川環境の保全に、関係機関と協力して取り組みます。(建設課)
- ・郡殿の池、男池の環境保全に、地域住民と協力して取り組みます。(にぎわい交流課)
- ・清掃活動やパトロールなどにより、関係機関と協力して水辺の維持管理に取り組みます。
(建設課、環境共生課)
- ・除草や清掃活動などを通して、茶郷川など身近な河川とふれあい、親しめる環境を創出します。(建設課、環境共生課)
- ・五辺の水辺などを自然観察地として、関係機関と協力して活用・維持管理に努めます。(建設課)

【市民及び事業者の役割】

- ・ホタルの放流、桜並木の枝おろしや除草などを通して身近な河川とふれあい、親しめる環境づくりに協力します。(市民)
- ・河川や池沼などの清掃美化活動に参加します。(市民・事業者)
- ・郡殿の池、男池の環境保全活動に参加・協力します。(市民・事業者)
- ・水辺の環境保全に協力します。(市民・事業者)



郡殿の池



五辺の水辺

(4) 水資源の保全

【現 状】

- ・当市は信濃川が縦貫し、市内中小河川を流れるすべての表流水が信濃川に流れ込んでいます。渇水期には一部の中小河川において水位の低下が見られますが、信濃川の水位低下はほとんど見られません。
- ・水道水は大半を信濃川から取水していますが、近年は、給水人口の減少や節水型機器の普及に伴い、水需要は減少が続いています。
- ・水質汚濁の原因となる油の流出などの異常水質事案の新潟県内の発生件数は、近年、減少傾向にあるものの依然数多く発生し、水道用水や農業用水などの取水に影響を及ぼす懸念があります。また、当市においても灯油等の取扱い不注意による油流出事故が毎年発生していることから、冬期間を中心に市民に注意を呼びかけています。
- ・地下水は、毎年冬期間に水位低下が観測されており、消雪のために大量に使用することが原因と推測されます。しかし、春以降は水位が回復し、長期的な変化がほとんどみられないことから、今後も継続的に地下水を利用できるものと考えられます。

【課 題】

- ・水資源は私たちの生活に欠かせない大変貴重なものであり、限りある資源として再認識し、健全な状態で水循環を維持していく必要があります。
- ・地下水の保全と有効利用を図るため、市街地の緑化や雨水を地下に浸透させるための対策を進めていく必要があります。
- ・貴重な水資源の保全に向け、節水や雨水利用などを啓発する必要があります。
- ・冬期間の地下水の多量取水による地盤沈下が発生することが懸念されることから、今後も注

意深く観測していく必要があります。

- ・異常水質事案に対しては、迅速かつ適切に対応できる体制を維持するとともに、不注意による油流出事故について灯油の取扱いに関して啓発するなど、未然防止を図ることが必要です。

【取組の方針】

- ・家庭や事業所における節水を推進するとともに、雨水を活用するなど水の有効利用を進めます。
- ・地下水を保全するため、定期的な地下水調査により現状を把握するとともに、その適正利用の啓発に努めます。
- ・水資源の浪費を防ぐため、水道水の漏水防止に努めます。
- ・異常水質事案で最も発生件数の多い不注意による油流出事故について、関係機関と連携し発生者の未然防止に努めます。

【施 策】

- ・水資源有効利用の取組や節水に関する情報提供を行います。(環境共生課、上下水道局)
- ・消雪パイプにおいて、節水型設備の設置に努めます。(建設課)
- ・老朽化した水道管を計画的に更新するとともに、漏水調査や漏水箇所の修繕に取り組みます。(上下水道局)
- ・油流出事故防止に向け、引き続き啓発を行い、油流出事故が発生した際は関係機関と協力し、被害の拡大防止及び原因究明に努めます。(環境共生課)

【市民及び事業者の役割】

- ・家庭での節水や水の再利用に努めます。(市民)
- ・雨水の有効利用に努めます。(市民・事業者)
- ・水の無駄使いを無くし、水のリサイクルなど水の有効利用に努めます。(市民・事業者)
- ・地下水の適正利用に努めます。(市民・事業者)
- ・従業員に対する節水の啓発に努めます。(事業者)

(5) 多様な生物との共生

【現 状】

○生物多様性の保全

- ・当市には県指定を含む多くの希少な動植物が生息し、貴重な生態系が存在する一方、特定外来生物^{*}や生態系被害防止外来種^{*}の生息域が管理されていない休耕地・林野・池沼などを中心に広がっており、在来・希少動植物の適切な保護と生態系の保全を図っていく必要があります。
- ・山本山周辺と朝日山、金倉山周辺は「長岡東山山本山県立自然公園」に指定されており、豊かで多様な自然に恵まれています。特に山本山は、渡り鳥の中継点として多くの野鳥が飛来します。
- ・当市には、国や県のレッドリスト^{*}に記載されている動植物が生息している湖沼があり、水辺

環境の保全に留意していく必要があります。

- ・市民アンケートの結果では、周辺環境等の満足度について「動植物との親しみ」の項目で、「満足・やや満足」の割合が上昇し、56.8%となっています。

○野生鳥獣の管理

- ・森林環境の悪化など、様々な要因によりツキノワグマやイノシシなどの有害鳥獣が里山や市街地に出没するようになり、人身被害の発生や農林水産被害の拡大が懸念されるため、保護と管理のバランスを図りながら、これらを防止する取組を一層推進していく必要があります。

【課 題】

○生物多様性の保全

- ・山地には 1,000 種類近い植物や多彩な動物の存在が確認されています。また、市内には新潟県自然環境保全地域に指定されている郡殿の池や男池があり、各種の湿原植生が分布するほか昆虫類の生息も豊富で、優れた自然環境が維持されています。これからも多様な生態系が維持されるよう、適切な保護を行っていくことが必要です。
- ・特定外来生物や生態系被害防止外来種の生息域の広がりや在来・希少動植物の生息地の環境変化などにより、その生態系が年々変化しているため、在来・希少動植物の適切な保護と生態系の保全に関わることができる人材の確保・育成が課題です。

○野生鳥獣の管理

- ・里山や市街地に出没するツキノワグマやイノシシが増加し、今後も出没件数が高い水準で推移することが想定されることから、人身被害の発生や農林水産被害の拡大を未然に防止する取組を強化する必要があります。
- ・小千谷市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保補助事業等により、野生鳥獣の管理を担う人材の確保・育成に対して支援していますが、大型獣の生息数の増加や生息域の拡大が見られる中、補助事業の活用が限定的である現状を踏まえ、補助事業の周知徹底など、野生鳥獣の管理を担う人材の確保・育成に一層取り組む必要があります。

【取組の方針】

- ・生物多様性国家戦略や新潟県生物多様性地域計画など、国や県の政策との整合を図り、生物多様性の保全等に関する施策を進めます。
- ・今後も多様な生態系や貴重な生態系が維持されるよう、在来・希少動植物を含めた動植物の生息・生育状況及び特定外来生物や国内外の生態系被害防止外来種の生息動向を把握するとともに、生態系の適切な保全・保護に努めます。また、これら取組を推進するため、在来・希少動植物の適切な保護と生態系の保全に関わることができる人材の確保・育成に対する支援を検討します。
- ・ツキノワグマやイノシシなどによる生態系への影響、人身被害の発生や農林水産被害の拡大が懸念されるなど、人と野生鳥獣との軋轢が問題となっていることから、関係機関が一体となった野生鳥獣対策を総合的に推進します。

【施 策】

- ・新潟県生物多様性保全事務レベル連絡会議に参画し、県や県内市町村と希少野生動植物の保護や外来種の防除等に係る情報交換及び共有を図り、生物多様性保全に係る取組の質の向上を図ります。(環境共生課)
- ・多様な生態系が維持されるよう、動植物の生息・生育状況及び特定外来生物等の生息動向を把握するとともに広く市民に理解してもらう取組を進め、連携・協働による生物多様性の保全を進めます。(にぎわい交流課、環境共生課)
- ・環境保全団体や事業者などによる生物多様性保全の取組みを促進するため、地域生物多様性増進法^{*}に基づく「自然共生サイト^{*}」の周知・啓発に努めます。(環境共生課)
- ・自然の生態系に配慮した土地利用が行われるように、開発事業を適切に指導します。(建設課)
- ・ICTを活用した、クマやイノシシ等有害鳥獣の生息域の把握や安全な捕獲体制の構築、出没時の情報収集・提供体制の強化を図り、関係機関との連携により有害鳥獣による人身被害や農林水産被害の防止に向けた対策・検討を進めます。(環境共生課・農林課)
- ・クマ・イノシシの誘引要因を除去する対策(集落背後の里山における見通し改善のための間伐、管理が行き届かなくなった森林の整備、放任果樹の伐採など)の検討を専門家の助言を得ながら進めます。(農林課・環境共生課)
- ・野生鳥獣の管理を担う人材の確保・育成に係る支援策の強化を図ります。(環境共生課・農林課)

【市民及び事業者の役割】

- ・特定外来生物や生態被害防止外来種である動植物や飼いきれなくなったペットを捨てたり、放したりしません。(市民)
- ・生物多様性の重要性を理解し地域の自然環境について見識を深めます。(市民・事業者)
- ・希少な生物の乱獲を防止し、保護に取り組みます。(市民・事業者)
- ・野生動物が生息できる里山環境の維持保全に努めます。(市民)
- ・自然環境や生態系に配慮した事業活動や開発を行います。(事業者)
- ・有害鳥獣による人身被害や農林水産被害を防止するため、誘引要因の除去や電気柵の設置等の対策に努めます。
- ・クマやイノシシ出没時に市が発信する注意喚起情報等を受信するため、小千谷市緊急情報メール配信サービスや小千谷市公式ラインへの登録に努めます。(市民)

(6) 自然とのふれあいの推進

【現 状】

- ・当市は、市街地を取り囲むように豊かな自然が広がり、身近に自然とふれあうことができます。その中でも五辺の水辺、船岡公園、山本山は、身近に自然環境とふれあえる代表的な場所となっています。
- ・県立自然公園に指定されている山本山は、渡り鳥の中継地点であり、多くの野鳥を見ることができる絶好のポイントとなっています。
- ・信濃川中流域独特の地形である河岸段丘を体感できる信濃川河岸段丘ウォークや各種団体による自然観察会、地域活性化を狙った地域再発見イベントなど、自然とふれあう活動が行われています。
- ・市民アンケートの結果では、周辺環境等の満足度について「水、水辺、自然との親しみ」の項目で、「満足・やや満足」の割合が上昇し、68.1%となっています。

【課 題】

- ・時水城跡や蕨生城跡は、市の指定文化財であり、文化財としての遺構と自然とふれあう場所の両立が求められています。
- ・自然とふれあえる場を維持するため、今後も地域住民との連携による保全体制を継続していく必要があります。また、自然観察会などのソフト面の充実をさらに図っていく必要があります。
- ・整備を依頼している地元団体の高齢化により、担い手不足が懸念されます。
- ・景観を形成している樹木や構造物が老朽化しています。

【取組の方針】

- ・時水城跡や蕨生城跡を文化財として適切に保存するとともに、自然とのふれあいの場として提供します。
- ・身近に自然とふれあえる場の整備、保全に取り組みます。
- ・シルバー人材センター等を活用し、担い手を確保します。
- ・自然観察会など自然とふれあいながら、自然の大切さを学ぶ取組を推進します。

【施 策】

- ・地域住民と連携し、遊歩道など市民が身近に自然とふれあえる場の整備や保全に努めます。
(にぎわい交流課、建設課、農林課)
- ・自然観察会や生物調査など自然とふれあう機会をつくるとともに、小千谷の自然の良さや今後のあり方を感じ取れるようにします。(文化スポーツ課、教育・保育課)
- ・文化財の史跡を保存し、市民に活用してもらう機会をつくります。(にぎわい交流課)
- ・市民が山本山の自然や景観を楽しむことができるように、景観作物による景観の向上を図り、山本山の魅力再生とにぎわい創出につなげます。(農林課)

【市民及び事業者の役割】

- ・ 山本山など身近な自然に興味を持ち、自然とのふれあいを持つよう心がけます。(市民)
- ・ 遊歩道の整備活動に参加します。(市民)
- ・ 自然観察会や生物調査に参加・協力します。(市民・事業者)



信濃川河岸段丘ウォーク



山本山ひまわり畑

基本方針3 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく



【望ましい環境像】

**人の生活と環境への負荷バランスをとりながら、
潤いのある暮らしができるまち**

(1) 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進

【現 状】

○歴史・文化とまちづくり

- ・当市には縄文期の遺跡が多く存在し、大平遺跡（真人町）、清水上遺跡（三仏生）は市指定史跡となっています。また、魚沼神社や三仏生百塚など歴史的・文化的資源が多く残っており、当市の特徴を表しています。さらに、牛の角突きや小千谷縮、錦鯉の養殖といった、自然を巧みに利用しながら培われてきた伝統文化や産業も数多く継承され、市民の誇りとなっています。
- ・当市には各町内会の衛生班長で組織する「小千谷市衛生班長連絡協議会」があり、地域の環境美化活動に取り組んでいます。市では、衛生班長連絡協議会と連携して、市内一斉清掃（ごみゼロ運動）の実施など、市民の環境意識の向上に努めています。毎年、町内会や老人会などが地域の道路や公園のごみ拾いなど清掃活動を行い、地域の環境の維持・向上に貢献しています。

○緑地・公園

- ・市内には都市公園 15 箇所や農村公園 4 箇所などの公園が整備されており、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーション空間として、多くの市民に利用されています。また、災害時には避難場所としての役割を始めとした多くの防災機能を有しています。
- ・当市の令和 6 年度末における市民一人あたりの公園整備面積は 18.0 ㎡/人で、全国平均(10.9 ㎡/人)を上回り、新潟県平均(18.4 ㎡/人)（※全国、県は令和 5 年度末現在の数値）と同程度となっています。

○雪との共生

- ・当市は特別豪雪地帯に位置しており、雪を克服し、資源として利用するなど、雪がもたらす恵沢を活かした住みよい都市の建設を目的に、昭和 54 年に「克雪都市宣言」を行いました。
- ・雪を利用したイベントとしては、「おぢや風船一揆」や保存した雪を利用して真夏に雪とふれあう「おぢや☆うきうき☆しゃっこいまつり（利雪・遊雪・克雪フェア）」が代表的なものとして挙げられます。このほかにも、地域住民の創意で雪国ならではのイベントや行事が数多く行われています。また、伝統産業の小千谷縮は雪との関わりの中で育まれてきました。

- ・市民アンケートの結果では、周辺環境等の満足度について「雪国における生活」の項目で10年前と比較して、「満足・やや満足」が5.9%減少し「やや不満・不満」が11.6%上昇しています。

【課 題】

○歴史・文化とまちづくり

- ・当市固有の歴史的・文化的資源の価値を認識し、適切な保存や活用を図ることが必要です。また、当市の歴史や文化を残すため歴史的建造物などと調和した景観づくりが必要となっています。
- ・市民アンケートの結果では、周辺環境で今後も残していきたいものや大切にしたいものとして「祭り」「歴史的文化」「地域の行事」等が挙げられています。

○緑地・公園

- ・市民からは多目的に利用できる公園の整備を望む声が寄せられています。今後の公園整備にあたっては、市民ニーズの他、防災機能などにも配慮する必要があります。
- ・既設の公園（一体的に整備された体育施設を含む）について、景観の保全や施設の安全管理に努め、市民が利用しやすい施設として、維持管理を行っていく必要があります。

○雪との共生

- ・今までの伝統と歴史を守りつつ、市民・事業者・関係団体・市が連携して新たな雪の活用方法を研究し、雪への親しみと魅力を感じられる取組が求められています。

【取組の方針】

- ・歴史的・文化的資源を保存・活用し、小千谷らしい魅力あるまちづくりを進めます。
- ・身近な公園や緑地などを整備し、市民と市が協力して維持管理を行います。
- ・克雪とともに、雪に親しみと魅力を感じられる環境づくりに取り組みます。

【施 策】

- ・開発行為などに伴う遺跡の崩壊や文化財の散逸を防止し、地域の歴史と文化を守るための調査及び保存を行います。（にぎわい交流課）
- ・歴史的資源や文化的資源の保存や復元、活用に努めます。（にぎわい交流課）
- ・市民の環境美化意識を高めるための啓発を行います。（環境共生課）
- ・清掃活動やパトロールなどにより、関係機関と協力して不法投棄の防止や地域の環境維持に取り組みます。（環境共生課）
- ・市有施設の建設に際しては、周辺のまち並みと調和がとれるよう配慮します。（建設課）
- ・身近な公園や緑地を整備します。（建設課）
- ・公園の景観保全や施設などの維持管理を適切に行います。（建設課、農林課、教育・保育課、防災安全課、文化スポーツ課）
- ・市民や地域と協力・連携し、克雪対策を実施します。（建設課）
- ・克雪住宅の普及を推進します。（建設課）

- ・雪を活かしたイベントなどを開催し、雪に親しみと魅力を感じられる環境づくりに取り組みます。(建設課、にぎわい交流課)
- ・雪を活用したイベントの魅力を県内外にPRし、誘客促進に取り組みます。(にぎわい交流課)

【市民及び事業者の役割】

- ・郷土芸能や文化行事などの文化的資源の保存や継承に努めます。(市民)
- ・文化財や伝統文化について、理解と知識を深めます。(市民・事業者)
- ・郷土の歴史や文化にふれる活動及び文化財の保全に協力します。(市民・事業者)
- ・自然や文化などの地域の特徴を活かしたまちづくりに協力します。(市民・事業者)
- ・公園の美化清掃作業など、維持管理活動に積極的に参加します。(市民・事業者)
- ・市と連携し、克雪対策に取り組みます。(市民・事業者)
- ・雪を生かしたイベントなどに積極的に参加・協力します。(市民・事業者)
- ・文化や伝統を活用した観光イベントなどのまちづくりに積極的に参加します。(市民・事業者)
- ・開発行為を行う際は、周辺の景観との調和に配慮します。(事業者)



牛の角突き



おぢや風船一揆

(2) 公害のないまちづくりの推進

【現 状】

○大気環境

- ・大気環境の観測は、新潟県が県内25箇所で大気汚染常時監視テレメーターシステムを用いて実施しており、県のホームページで状況が提供されています。
- ・当市では、県が大気中の光化学スモッグ又はPM_{2.5}※(微小粒子状物質)の濃度上昇に伴い警報などを発令した場合、速やかにメールやホームページなどで市民に周知する体制を整えています。
- ・市民アンケートの結果では、周辺環境等の満足度について「空気のきれいさ」の項目で、「満足・やや満足」の割合が上昇し、81.2%となっています。

○水 質

- ・河川の定期的な水質検査は、信濃川を国土交通省が、市内主要7河川を当市が実施しています。令和6年度の信濃川では、汚濁の程度を示すBOD※は観測地点である旭橋と魚沼橋とも

に環境基準※(2.0mg/L)以下となっています。また、令和6年度の市内主要7河川においてもBODは、環境基準の2mg/L以下となっています。

- ・河川における水質事故は、灯油等の取扱いの不注意による油流出事故が多く、水道用水や農業用水の取水に影響を及ぼすことがあります。そのため、その発生件数が多い冬期間を中心に市民に注意を呼びかけています。
- ・PFAS※の人への影響は主に口からの摂取と指摘されているため、水道水におけるPFAS検査を任意で令和6年度から実施していますが、検査結果は、国の示す水質管理目標値である50ng/Lを下回っています。なお、令和8年4月1日に改正水道法が施行され、水道水のPFAS検査が義務化されます。
- ・令和6年度末の生活排水処理人口は32,235人で、当市人口の約99.6%を占めています。当市は令和4年3月に「第三次小千谷市循環型社会形成推進地域計画※」を策定しており、人口分布や地形などを考慮して公共下水道、農業集落排水処理施設※、合併処理浄化槽※の整備と普及による生活排水処理率の更なる向上に取り組んでいます。
- ・し尿処理施設「衛生センター清流園」(以下、「清流園」という。)での処理水は、施設において適正処理を行い河川へ放流しています。また、清流園は平成25年に基幹的設備改良工事を行ったものの建物は50年が経過し、老朽化が進んでいるとともに、し尿処理人口の減少等により受入量が減少しています。
- ・市民アンケートの結果では、周辺環境等の満足度について「水のきれいさ」の項目で、「満足・やや満足」の割合が上昇し、68.6%となっています。

○土壤汚染※

- ・土壤汚染対策法では、有害物質を使用、製造、処理する事業場を廃止する場合など、一定の要件に該当する土地の所有者が、土壤の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告することが義務付けられています。当市では土壤汚染を早期に発見するため、定期的に地下水の水質検査を行っており、近年、異常は確認されていません。

○化学物質

- ・工場や事業場における事業活動に伴い、様々な化学物質が環境(大気・水・土壌)へ排出され、人の健康や生態系に及ぼす影響が懸念されています。PRTR法※により、事業所自ら特定の化学物質の排出量や事業所外への移動量を把握し、県を経由して国に届出することが義務付けられています。

○騒音・振動

- ・騒音・振動の原因としては、工場や事業場における事業活動によるもの、建設工事に伴って発生するもの、道路交通によるものなどがあります。当市では騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全などに関する条例に基づき、騒音・振動に関する規制が行われています。
- ・騒音については、高速道路沿線騒音調査、環境騒音調査、自動車騒音常時監視を年1回実施しており、それらの測定結果は、最近5年以上概ね環境基準以下となっています。

○地盤沈下

- ・冬期間の消雪用地下水の汲み上げに伴い、地下水の低下と地盤沈下が懸念されています。当市では片貝地区で観測を行っていますが、令和6年度まで地盤沈下は確認されていません。

○悪 臭

- ・野焼きなどに起因する苦情が多く寄せられています。野焼きの苦情に対しては、原因調査と原因者への指導を関係機関と協力して行っています。このようなことから広報紙に野焼き禁止の記事を定期的に掲載し、市民に周知しています。

○放射性物質

- ・当市は柏崎刈羽原子力発電所から30km圏内に位置しており、新潟県が市内15箇所に設置したモニタリングポストにより、環境放射線量を自動で計測し、24時間監視しています。モニタリングポストの放射線量は、新潟県が通常の値としている0.016~0.16マイクロシーベルトの範囲内にあります。
- ・福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響が懸念されるため、水道水及び浄水場汚泥に対する放射性物質調査を実施しています。汚泥の放射能濃度については、国の示すクリアランス基準値100ベクレル毎キログラム以内となっています。

【課 題】

○大気環境

- ・県が行っている県内の大気環境測定結果では、ほとんどの項目で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは全国的に環境基準達成率が低く、近年では県内の全測定局において環境基準の非達成が続いています。

○水 質

- ・令和8年4月1日から水道水のPFAS検査が水道事業者に義務付けられることを踏まえ、今後も継続的に検査を実施するとともに、結果を適切に周知し、PFASに対する市民の不安の解消に努める必要があります。
- ・清流園の施設の老朽化と受入量の減少を踏まえた、し尿処理のあり方の検討が必要です。
- ・市民アンケートの結果では、周辺環境で改善したいところ、今後良くしていきたいところとして「河川などの水の汚れ」の回答が比較的多くなっています。今後も継続して水質検査を実施するとともに、生活排水処理率の更なる向上を図っていく必要があります。

○土壌汚染

- ・市民アンケートの結果では、優先的に進めるべき施策として「土壌や地下水の汚染対策」も選択されており、今後も県と連携して土壌汚染の発生状況を監視していく必要があります。

○化学物質

- ・事業所はPRTTR法に基づいて県を經由して国に届出を行う必要があることから、市では国が公表したデータの収集を行うなど、化学物質による環境リスクを低減するため、分かりやすい情報提供に努めることが重要です。

○騒音・振動

- ・高速道路の騒音については、近年、環境基準を達成していますが、近隣住民からは継続して新たな防音壁の設置要望がされていることから、引き続き騒音の低減に繋がる取り組みを要望していく必要があります。また、国道、主要県道などの自動車騒音常時監視と市街地周辺の環境騒音調査において、一部の箇所で環境基準を超えていることから、高速道路も含め継続して調査を実施する必要があります。

○地盤沈下

- ・消雪パイプによる融雪は冬期間における交通確保に大きな役割を果たしていますが、地下水の汲み上げは地盤沈下の原因になる場合があります。今後も引き続き地盤沈下の観測を行い、監視していく必要があります。

○悪 臭

- ・家庭ごみの野焼きや米の収穫期による籾殻の焼却（燻炭[※]）に関する苦情が多いことから、引き続き野焼きは一部の例外を除き原則として禁止されていること、例外規定により実施する場合は近隣住民の迷惑とならない範囲で行うことを市民に周知し、徹底を図っていく必要があります。

○放射性物質

- ・当市は柏崎刈羽原子力発電所から30km圏内に位置していることから、モニタリングポストでの空間放射線量の監視を継続していく必要があります。
- ・東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響が懸念されるため、今後も水道水及び浄水場汚泥の放射性物質調査を継続し、検査結果に基づく安全性を市民に周知していく必要があります。

【取組の方針】

- ・典型7公害[※]について、関係機関と連携して発生防止に努めます。
- ・公害に関する情報を収集し、市民へ提供します。
- ・大気汚染や水質汚濁といった環境汚染を未然に防止するため、継続的に調査・監視を行います。
- ・工場や事業場における事業活動に伴い発生する土壌汚染や化学物質に関する適切な届出・報告が行われるように周知に努めます。
- ・社会活動により発生する騒音・振動の継続的な調査・監視を行い、公害防止に努めます。
- ・小千谷市公害防止条例[※]に基づき、公害の発生のおそれがある事業者と協定を結び、公害の未然防止と生活環境の保全に取り組みます。
- ・放射性物質などの測定を定期的に行います。
- ・水道水におけるP F A S検査を定期的に行います。
- ・令和7（2025）年度に策定した「し尿処理基本構想」に基づき、既存の施設・設備を適正に維持管理するとともに、基幹的設備改良工事等による延命化と並行して、近隣自治体への処理委託の検討を進めます。

【施 策】

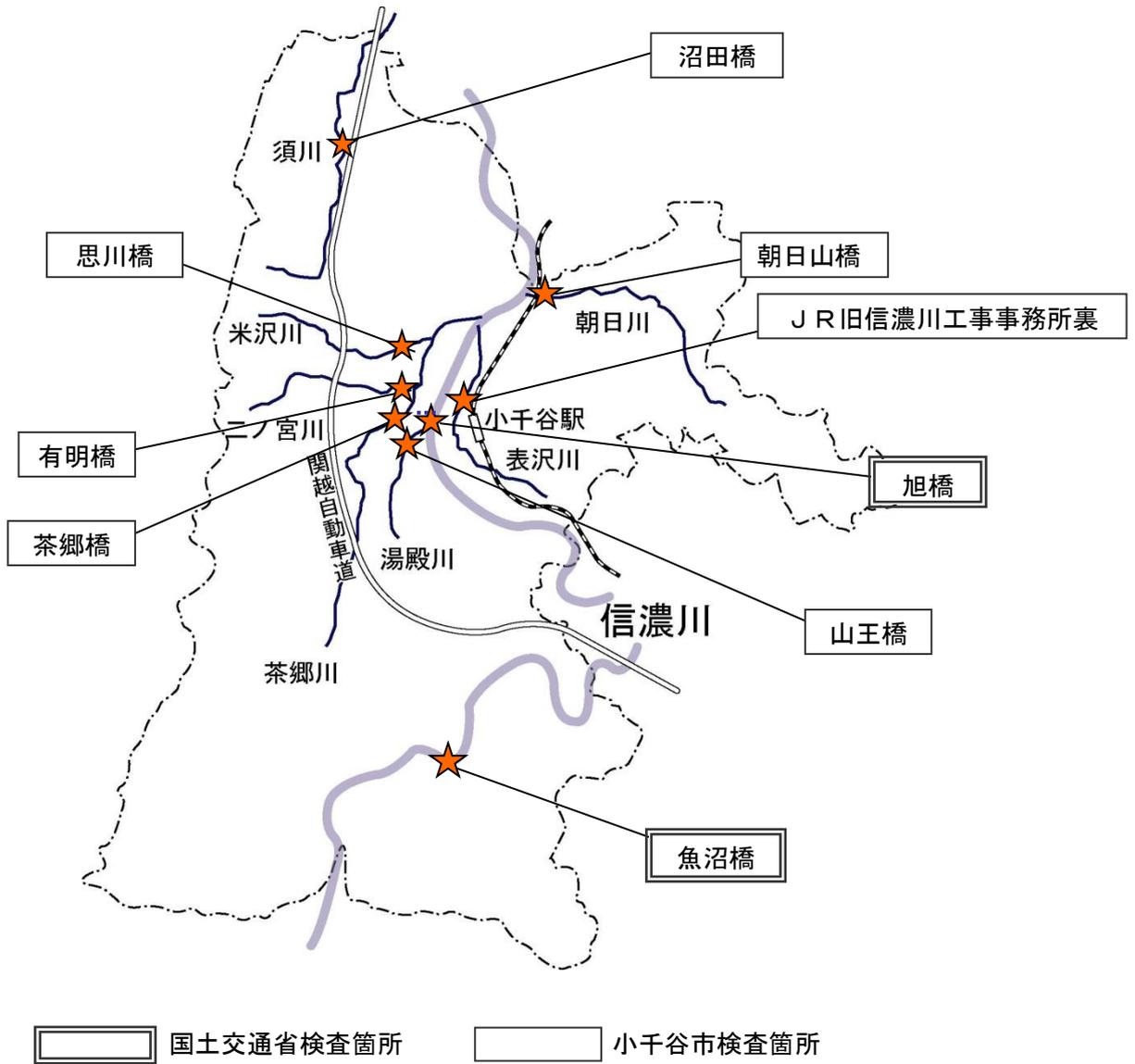
- ・国や県などが行っている環境調査の結果や環境に関する情報を収集し、ホームページや広報紙で市民・事業者提供します。（環境共生課）
- ・大気汚染、騒音、水質などの状況について定期的に調査するとともに、公害発生防止のため監視を行います。（環境共生課）
- ・誰もが使いやすい公共交通サービスを維持確保し、自動車の使用抑制につなげます。（にぎわい交流課）

- ・公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備済み区域における未接続者に対して水洗化を啓発し、接続率の向上を図ります。(上下水道局)
- ・公共下水道及び農業集落排水処理区域外における単独浄化槽^{*}設置者に対し、合併処理浄化槽への切り替えを啓発します。(環境共生課)
- ・環境保全型農業の推進及び農薬や化学肥料の適正使用の指導を行い、公共用水域における水質への影響を低減します。(農林課)
- ・公害に関し関係機関と協力して監視、指導などを行い、公害の発生を抑制するとともに公害が発生した際は関係機関と協力し、速やかに解決を図ります。(環境共生課)
- ・高速道路の新たな防音壁設置について関係機関と連携し、高速道路管理事業者に要望します。(環境共生課)
- ・国や県と連携し、ダイオキシン類など有害化学物質^{*}について情報提供を行います。(環境共生課)
- ・小千谷市公害防止条例に基づき、公害の発生の恐れがある事業者と協定を締結し、監視・指導を行います。(環境共生課)
- ・放射線に関する正しい知識の普及啓発を図ります。(防災安全課)
- ・モニタリングポストでの空間放射線量の監視をします。(防災安全課)
- ・水道水及び浄水場汚泥の放射性物質調査を行います。(上下水道局)
- ・水道水のP F A S検査を行います。(上下水道局)

【市民及び事業者の役割】

- ・公共交通機関、自転車などの利用を促進し、自家用車の利用を減らします。(市民)
- ・アイドリングストップなど環境に配慮した自動車運転を心がけます。(市民・事業者)
- ・自動車を購入する際は、低燃費車・低公害車への転換に努めます。(市民・事業者)
- ・公共下水道や農業集落排水処理施設の整備済み区域では積極的に家庭からの排水を接続します。また、整備地区以外では合併処理浄化槽の設置に努めます。(市民)
- ・灯油等のタンクからの油漏れなど「河川等への油流出事故」を発生させないよう細心の注意を払います。(市民・事業者)
- ・土壌や水質への影響を低減するため、農薬や除草剤などは適正に使用します。(市民・事業者)
- ・騒音や野焼きなどで近隣に迷惑をかける行為をしません。(市民・事業者)
- ・工場や工事などにおける騒音・振動対策を徹底します。(事業者)
- ・地下水資源を無駄にしないよう地下水位や地盤沈下の現況に関心を持ちます。(市民・事業所)
- ・工場や事業所などにおける有害化学物質の適正な保管、使用、輸送及び廃棄を徹底します。(事業者)
- ・化学物質の使用、排出、廃棄などについて管理体制を整備し、環境へ負荷を与える恐れのある物質を削減します。(事業者)
- ・放射線や放射性物質に関する正しい知識の習得に努めます。(市民・事業者)
- ・排煙や排水について適正処理を行い、排出基準を守ります。(事業者)
- ・P F A Sに関する正しい知識の習得に努めます。(市民・事業者)

信濃川及び市内主要7河川水質検査



(3) 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進

【現 状】

○ごみ

- ・ごみの収集は市の委託業者と許可業者により行っており、処理は市の時水清掃工場（焼却）及びクリーンスポット大原（埋立、リサイクル）で行っています。
- ・令和6年度における市全体のごみ排出量（古紙・資源物集団回収、イベント回収を含む。以下同じ。）は12,882tで、令和元年度と比べて1,155t（8.2%）減少しています。市全体のごみ排出量のうち、令和6年度の家庭系ごみは7,227t（全体の56.1%）、事業系ごみは5,655t（全体の43.9%）で、令和元年度の排出量14,037tと比べて家庭系ごみが1,067t、事業系ごみが88t減少しています。また、令和6年度の市民一人一日あたりの排出量は1,091gで、令和元年度の排出量1,099gと比べて8g（0.7%）減少しています。
- ・令和6年度の排出区分別排出量は、燃やすごみ10,437t、埋立ごみ576t、資源ごみ1,740tで、令和元年度と比べて燃やすごみが613t、埋立ごみが108t、資源ごみが408tの減少となっています。
- ・時水清掃工場は供用開始から35年以上が経過し老朽化が進んでいるため、令和5年度に「焼却処理施設基本構想」を策定し、令和16年度の供用開始を目指して新たな施設の整備を進めています。

○リサイクル

- ・当市では、プラスチック製容器包装、缶・ビン、ペットボトル、古紙類、小型家電などは一般家庭ごみと同様にステーション回収を行い、古着や食器などのイベント回収事業や資源物集団回収奨励事業などを実施し、ごみの減量化とリサイクルに取り組んでいます。
- ・令和6年度の資源ごみ（空カン・空ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装類、古紙類等）の収集量は1,740tで、令和元年度と比べて337t（16.2%）減少しています。粗大ごみ等から分別された鉄類などの金属類を含めたリサイクル量が1,945tで、令和元年度と比べて638t（24.7%）減少し、リサイクル率は15.1%となり、令和元年度と比べて3.3ポイントの減少となっています。市で収集している他に、事業者で独自に収集しているリサイクル品もあります。
- ・令和4年度に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、これまでの容器包装プラスチックに加え、硬質プラスチック使用製品の再商品化が努力義務とされましたが、未実施となっています。

○不法投棄

- ・市では、広報紙などにより不法投棄防止の啓発に取り組むとともに、監視カメラの設置や環境パトロールを行っているほか、衛生班長連絡協議会と連携し、町内会等が行う自主的な清掃活動にごみ袋の支給などの支援を行っています。
- ・不法投棄物はタイヤやテレビが多く、これらの不法投棄物が発見された場合は、町内会や関係機関と連携し、原因者による原状回復の指導やその後の監視に取り組んでいます。
- ・道路や公園などにポイ捨てされた空き缶やペットボトルなどのごみについては、町内会等が自主的な清掃活動により回収を行っているほか、環境パトロールにおいても回収を行っています。

- ・市民アンケートの結果では、「まちの清潔さ・きれいさ（ごみの散乱など）」の質問に対し、「満足・やや満足」と回答した割合が 79.1%となった一方で、「周辺環境で改善したいところ、今後良くしていきたいところ」の質問に対しては「ごみの不法投棄（ポイ捨て含む）」の回答が選択回答例 11 例のうち最も多い 24.4%となっており、関心の高さが伺えます。

【課 題】

○ご み

- ・廃棄物による環境負荷を低減するため、家庭や事業所から排出されるごみの減量化が必要となっています。

○リサイクル

- ・資源の循環利用に向けて、資源の分別回収、資源化の拡大、家庭での生ごみの堆肥化などが必要となっています。
- ・硬質プラスチック使用製品の再商品化が努力義務とされたことに対応するためには、クリーンスポット大原の施設整備やごみの分別収集体制などの検討が必要です。

○不法投棄

- ・廃棄物の適正処理を推進し、市民や事業所と協力して、不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応が必要となっています。

【取組の方針】

- ・ごみを減量化するため、市民・事業者と連携し、ごみの発生抑制、ごみの分別徹底、生ごみ削減を推進します。
- ・資源を循環利用するため、減量（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の 3 R 運動を推進します。
- ・廃棄物を適正処理するため、ごみの適正処理意識の啓発、町内会・関係機関と連携した不法投棄監視活動、不法投棄物の早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・新焼却施設の供用開始まで、既存焼却処理施設の適正な維持管理に努めます。
- ・硬質プラスチック使用製品の再商品化に対応するため、クリーンスポット大原の施設整備とごみの分別収集体制の検討を進めます。

【施 策】

- ・家庭系ごみ、事業系ごみの 3 R 運動などに関する意識の啓発に努めます。（環境共生課）
- ・事業者に対し、ごみ減量化の取組を促します。（環境共生課）
- ・ごみの分別や回収方法、家電製品の処理方法など、ごみの出し方のルールについて周知徹底を図ります。（環境共生課）
- ・ごみの分別・排出困難者の負担軽減に向けて、先進事例を参考に手法の検討を行います。（環境共生課）
- ・分別、処理方法などを必要に応じて見直し、環境への配慮やリサイクルに合致した適正なごみ処理を推進します。（環境共生課）

- ・ごみ処理に要する公費負担の広報を通じて、市民のごみ減量化に対する意識の向上を図ります。(環境共生課)
- ・生ごみの水切りを励行するとともに、堆肥化を推進します。(環境共生課)
- ・食品ロス削減の意識啓発と生ごみの減量化に取り組みます。(環境共生課)
- ・クリーンスポット大原のリサイクル広場の利用を促し、資源の再利用を促進します。(環境共生課)
- ・資源物集団回収奨励事業や古着等回収事業などにより、資源のリサイクルを促進します。(環境共生課)
- ・新たなリサイクル品目の回収の検討を行います。(環境共生課)
- ・市民や事業者のグリーン製品*の購入に対する意識を啓発するとともに、市が率先してグリーン製品を購入します。(企画政策課)
- ・関係機関と協力し、「ごみゼロ運動」などの美化運動の実施により、環境に対する市民意識の向上を図ります。(環境共生課)
- ・町内会、事業者、関係機関と連携して不法投棄の監視、パトロール体制を構築します。(環境共生課)
- ・産業廃棄物*の処理に関する監視・指導を行います。(環境共生課)
- ・不法投棄が発生した場合、関係者へ適正に指導を行うなど、迅速な対応を行います。(環境共生課)



古着等回収事業

【市民及び事業者の役割】

- ・グリーンコンシューマー^{*}運動に積極的に参加・協力します。(市民)
- ・生ごみの水切りや堆肥化に積極的に取り組み、ごみの減量に努めます。(市民)
- ・不用品の交換会を利用するなど、資源の再使用に努めます。(市民)
- ・資源物集団回収奨励事業などのリサイクル活動に積極的に取り組みます。(市民)
- ・「ごみゼロ運動」などの地域の美化活動に積極的に参加します。(市民)
- ・家電などの廃棄は適切に処理し、不法投棄やごみのポイ捨ては行いません。(市民)
- ・分別排出を行い、ごみの減量化、再利用、リサイクルに積極的に取り組みます。(市民・事業者)
- ・フードドライブ^{*}などの食品を有効利用する取組に積極的に参加します。(市民・事業者)
- ・簡易包装に努めるとともに、消費者に協力を呼びかけます。(事業者)
- ・牛乳パック、トレーなどの資源物の自主回収を進めるとともに、リサイクル意識の啓発を行います。(事業者)
- ・グリーン製品の使用に積極的に取り組みます。(事業者)
- ・リサイクルしやすい製品の製造販売に取り組みます。(事業者)
- ・生ごみや植栽の剪定枝などの堆肥化を進めます。(事業者)
- ・産業廃棄物は最終処分されるまで責任を持って管理します。(事業者)

基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく



【望ましい環境像】

**みんなが環境に対する高い意識を持ち、
互いに助け合い行動するまち**

(1) 環境に関する情報の共有

【現 状】

- ・当市では、広報紙やホームページなどを通じて、環境に関する情報を提供しています。市民アンケートの結果では、周辺環境等の満足度について「環境の状況や施策に関する市からの情報提供」の項目で10年前と比較して、「満足・やや満足」が5.6%減少し「やや不満・不満」が4.2%上昇しています。また、事業所アンケートの結果では、環境保全に取り組むうえでの支障について「環境保全対策を行うための知識が不足している」及び「環境に関する規制や制度、対策についての情報が不足している」の項目が、理由として多く選択されています。

【課 題】

- ・環境保全の取組を進めるには、市民・事業者・市が環境に関する情報などを交換するためのネットワークを構築することにより、各主体が持っている環境に関する情報をお互いに共有し、活用しながら連携・協力していく必要があります。

【取組の方針】

- ・環境に関する情報を市民・事業者・市が共有できるように定期的かつ分かりやすく提供し、環境に対する意識向上を支援することで、協働による環境保全の取組を促進します。

【施 策】

- ・広報紙やホームページなどを通じて、環境に関する情報（ごみ・不法投棄・クマ情報を含む）を分かりやすく提供します。（環境共生課）
- ・市民や事業所などの環境保全活動について情報収集を行い、取組を支援します。（環境共生課）
- ・ホームページの充実など、市民・事業者・市の各主体が持っている環境情報の共有と連携方法を検討します。（環境共生課）

【市民及び事業者の役割】

- ・地域の環境保全活動に積極的に参加し、環境に関する情報の共有に努めます。(市民・事業者)
- ・家庭や事業所での環境に配慮した取組などについて、情報を提供します。(市民・事業者)
- ・市の環境に関する状況や施策について関心を持ち、日常的に情報交換などを行います。(市民・事業者)

(2) 環境教育・環境学習の推進

【現 状】

- ・市内の学校においては、小学1、2年生が生活科の学習で、自然や動植物にふれ合う活動を通して身近な環境に親しむことの大切さを学んでいます。また、小学3年生から中学校までの児童・生徒は、各教科や総合的な学習の中で自然や地域と積極的に関わる体験を通じ、自然愛護の意識を高め、環境保全の重要性を学んでいます。
- ・社会教育事業において、星空観察会などの親子自然観察会などを実施しています。
- ・市民アンケートの結果では、環境に配慮した取組状況について「地球全体のことを考えた行動(生活)をしている」の項目で10年前と比較して、「いつも・時々行っている」の割合が57.1%に上昇し、「行っていないが今後行いたい」を含めた合計では、85.0%となっています。
- ・事業所アンケートの結果では、環境保全に関する取組状況について「従業員に対する環境教育を実施している」の項目で10年前と比較して、「取り組んでいる」及び「今後取り組んでいきたい」の合計は、8.3%減少しています。

【課 題】

- ・環境保全に向けて行動ができる人材を育てるため、子どもの頃から環境教育に取り組むことが大切です。
- ・環境保全活動を広めていくためには、大人の環境意識の向上を図るための学習が重要です。社会教育事業として実施している講座や研修などにおいても、環境学習を取り入れて環境に対する意識の高揚を図っていますが、更なる取組が必要です。
- ・環境教育・環境学習を進めるためには、専門的知識を持った人材が必要であり、リーダーとなって実践できる人材の育成が課題となっています。

【取組の方針】

- ・SDGs*の視点を踏まえ、地域や仲間と繋がり合い、よりよい生活や社会を創ろうとする意欲を育む学びを進めます。教育プランの柱「「ふるさとづくり」「豊かな心」を大切にし、協働して課題に向かう姿勢を育みます。
- ・児童期において自然とふれ合いながら、自然の大切さを学ぶ取組を推進します。
- ・環境に関する勉強会やイベントを開催し、市民全体の環境に関する意識向上を図ります。

【施 策】

- ・学校ごとに環境教育全体計画の見直しを図り、E S D*の視点を取り入れた環境教育を推進します。(教育・保育課)
- ・社会教育事業を通じて、家庭や地域における環境教育・環境学習を推進します。(文化スポーツ課)
- ・市民団体などと協力し、自然とふれあう自然観察会などを実施します。(文化スポーツ課)
- ・環境教育の場として、身近な森林や水辺の保全に努めます。(建設課、農林課)
- ・市民・事業者の環境保全活動に必要な機材などの提供や人材の派遣を支援します。(環境共生課)

【市民及び事業者の役割】

- ・市立学校における環境教育に参加・協力します。(市民)
- ・家庭において、子どもと共に環境について学びます。(市民)
- ・家族やサークルなどによる環境教育・環境学習を行います。(市民)
- ・市や市民団体が行う環境教育・環境学習に積極的に参加・協力します。(市民・事業者)
- ・自然観察会など自然に親しむ機会の企画・運営に参加します。(市民・事業者)
- ・環境教育に関する指導者を育成する機会に参加します。(市民・事業者)
- ・家庭、学校、地域における環境教育への人材派遣や施設提供などに協力します。(事業者)
- ・従業員に対する環境教育を進めます。(事業者)



米沢川生き物調査 (千田小)



資源回収 (東山小)

(3) 地域における環境活動とパートナーシップの推進

【現 状】

- ・当市では、地域における環境活動の推進を図るため、各町内の衛生班長と連携し、各種環境保全活動に取り組んでいます。
- ・町内会や老人会などが地域の清掃活動を行い、地域の環境の維持向上に取り組んでいます。
- ・その活動の一つの「ごみゼロ運動」は、昭和 63 年から現在まで継続して行っています。
- ・これらの活動を行う令和 6 年度の実施団体は 147 団体で参加者は 10,048 人となっていますが、高齢化により活動を停止する団体も出てきています。

- ・市民アンケートの結果では、環境に配慮した取組状況について「町内会が主催する活動に参加している」の項目は72.3%ですが、「町内会以外が主催する活動に参加している」の項目では、23.0%となっています。設問内の回答全体を通じ、日常生活に密着した行為でかつ負担が少ない取組は実施傾向が高く、新たに負担が発生するものや趣味嗜好に左右されるものは実施傾向が低くかつ今後も行わない、を選択している傾向があります。

【課 題】

- ・環境保全活動を行っている団体は、町内会・P T A・事業所などですが、多様化する環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市がパートナーシップを築き、協働していく必要があります。

【取組の方針】

- ・環境に関する情報を市民、事業者、市の間で相互に発信し、情報を共有できるように努めます。

【施 策】

- ・衛生班長連絡協議会で先進事例を視察し、環境保全の取組などを研究します。(環境共生課)
- ・環境保全の講座を開催して、市民に情報を提供します。(環境共生課、文化スポーツ課)
- ・町内会、P T Aなど地域団体の環境保全活動を支援し、協働して取り組みます。(環境共生課)
- ・事業所における環境保全の取組について、支援します。(環境共生課)
- ・衛生班長と協力して、地域における環境保全活動に取り組みます。(環境共生課)
- ・ホームページなどで環境情報を提供します。(環境共生課)

【市民及び事業者の役割】

- ・家庭や地域で環境について話し合い、環境保全に必要な取組を実践します。(市民)
- ・「ごみゼロ運動」などの環境保全活動に町内会や市民団体などで取り組みます。(市民)
- ・地域のつながりを大切にし、協力して環境保全活動を行います。(市民・事業者)
- ・地域の環境保全活動に参加・協力します。(市民・事業者)

第4章

計画の推進体制・進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第4章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を自覚し、目標の達成に向けて取り組んでいく必要があります。また、各主体が自主的な行動を促進するとともに、三者が連携・協働することにより効果的かつ着実な計画の推進につながります。

本計画の推進と進行管理の中心となる組織として、以下の各組織を位置付けます。

(1) 環境審議会

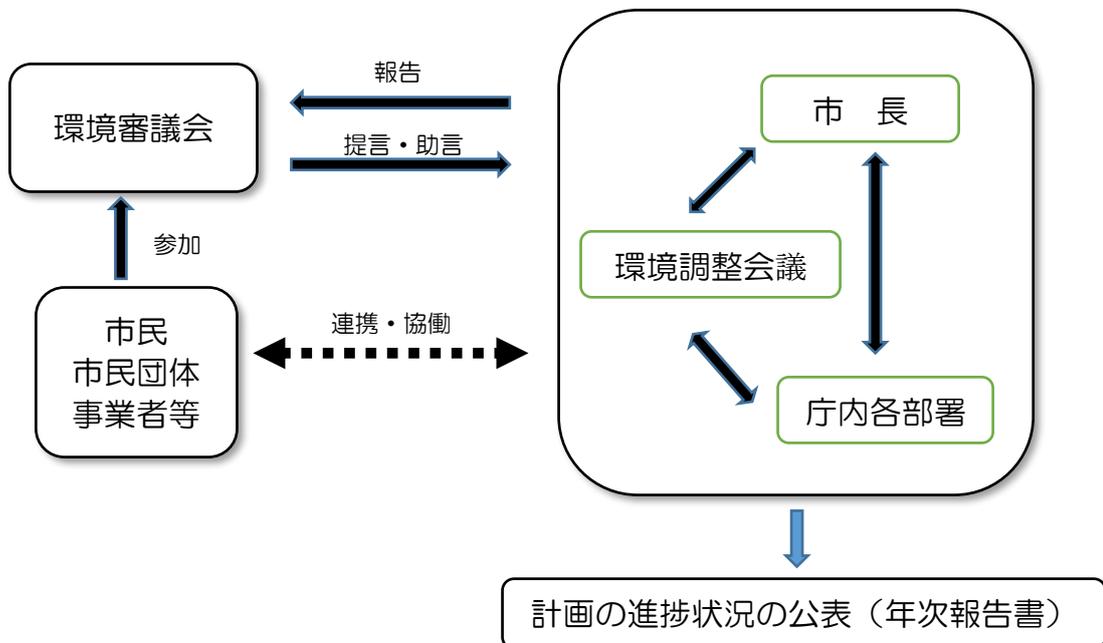
小千谷市環境基本条例第12条の規定に基づき設置し、市民・事業者・学識経験者により構成されます。環境の保全に関する基本的事項および重要事項などの計画の進捗状況を点検・評価し、市に対する提言などを行います。

(2) 環境調整会議

環境基本計画に掲げた環境施策・環境保全活動の効果的な推進に係る総合的調整を図り、市の環境対策を推進するために庁内関係部署で組織します。

(3) 市民・事業者・市の協働

市は、計画を総合的に推進する体制を次のように整備し、市民・事業者と連携・協働して施策を進めます。



2 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、望ましい環境像を実現するため、進行状況の定期的な点検・評価を行い、今後の社会情勢の変化などに応じて適切な見直しを行っていきます。

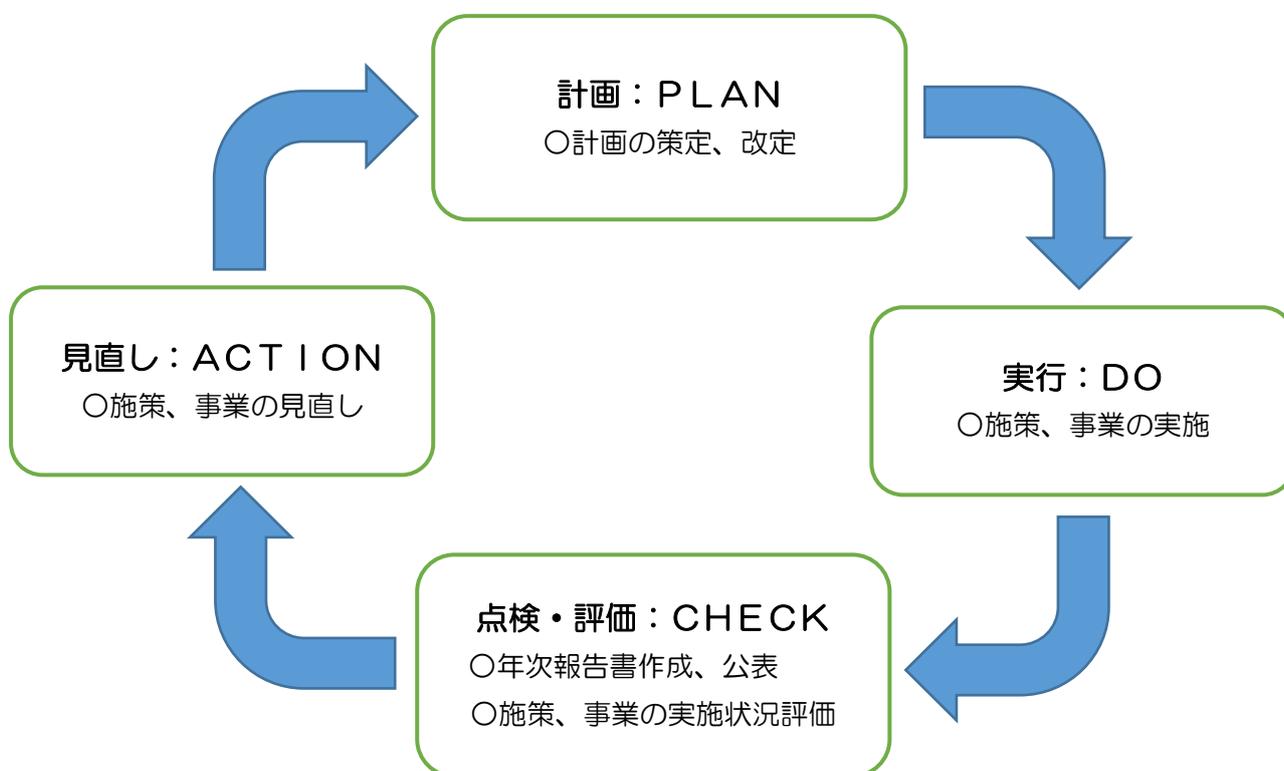
(1) PDCAサイクルによる進行管理

計画の進行管理は、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「点検・評価 (Check)」「見直し・改善 (Action)」のPDCAサイクルの手法を用いて、計画の実効性を高めていきます。

(2) 年次単位の進行管理と年次報告書の公表

計画の取組状況については、環境の状態を示す環境指標、取組の状況を示す取組指標により点検・評価し、進行管理を行います。

本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、その内容を年次報告書として取りまとめ、環境審議会へ報告するとともに、公表します。



(3) SDGs推進に向けた取組

この計画における基本方針と各施策は、国際連合が掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて取り組むべき17のゴールと169のターゲットと関わっています。

本計画では、SDGsの推進に向けて取り組む目標を設定し、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら計画を推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。



(4) 環境指標と取組指標

基本方針1 地球環境保全に貢献していく

◆環境指標

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	備考
「地球環境全体のことを考えた行動(生活)をしている人」の割合	57.1%	70%	市民アンケート 令和6年度
「地球環境全体」に対する市民満足度	18.4%	30%	

◆取組指標

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	担当課
施策の方向 (1)地球環境に配慮したエネルギーの利活用			
市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量削減	18.7% (基準年度「2013年度」比)	50% (「2013年度」比のR12目標:R8見直し予定)	環境共生課
市役所におけるライトダウン実施回数	12回	12回	総務課
防犯灯LED化補助件数(累計)	2,326基	4,000基	防災安全課
市有施設への再生可能エネルギー設備導入件数(累計)	3施設	10施設	環境共生課
省エネルギーに関する情報提供回数	2回	3回	環境共生課
再生可能エネルギーに関する情報提供回数	2回	3回	環境共生課
脱炭素設備導入促進補助金の利用件数	13件/年	20件/年	環境共生課
施策の方向 (2)気候変動適応策の推進			
市の区域から排出される温室効果ガス排出量削減	30.6% (基準年度「2013年度」比のR4実績値)	46% (基準年度「2013年度」比のR12目標)	環境共生課
地球温暖化防止策・熱中症予防策等に関する情報提供回数	10回	20回	環境共生課 健康・子育て応援課 消防本部
小千谷市緊急情報メール配信サービス登録割合	17%	20%	防災安全課 環境共生課

基本方針2 豊かな自然を守り、共生していく

◆環境指標

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	備考
「緑の豊かさ」に対する市民満足度	85.5%	90%	市民アンケート 令和6年度
「水、水辺、自然との親しみ」に対する市民満足度	68.1%	80%	
「動植物との親しみ」に対する市民満足度	56.8%	70%	

◆取組指標

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	担当課
施策の方向 (1) 森林の保全			
森林面積	6,497ha	現状維持	農林課
特用林産物年間生産高	303.1t	340.0t	農林課
天然林面積	3,862ha	現状維持	農林課
森林整備意向調査実施面積	13.6ha	50.0ha	農林課
森林の保全運動参加者数	318人	300人	農林課
森林に関する普及啓発回数	2回	2回	農林課
国土調査進捗率	26.9%	27.9%	建設課
施策の方向 (2) 農地の保全・活用			
耕作放棄地(1号遊休農地※)	4.2ha	現状維持	農林課
経営耕地面積	2,533ha	現状維持	農林課
減農薬・減化学肥料栽培面積 水田	1,434ha	1,500ha	農林課
水田の区画整理(30a以上)整備率	61.8%	68.0%	農林課
新規就農者数(10年間の累計)	44人	60人	農林課
認定農業者数	276人	283人	農林課

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	担当課
施策の方向 (2) 農地の保全・活用			
市民農園数・区画数	1箇所 84区画	1箇所 84区画	にぎわい交流課
市民農園利用者数・利用区画数	41区画 1,173人	50区画 1,500人	にぎわい交流課
農村交流公園箇所数・滞在型農園区画数	1箇所 30区画	1箇所 30区画	にぎわい交流課
滞在型農園利用者数・利用区画数	27区画 6,091人	30区画 6,500人	にぎわい交流課
農業体験イベント開催回数・参加延べ人数	0回 0人	18回 200人	にぎわい交流課
小千谷物産展開催日数	11回	20回	にぎわい交流課
農地に関する普及啓発回数	2回	2回	農林課
施策の方向 (3) 水辺環境の保全			
信濃川クリーン作戦の実施回数	1回	1回	建設課
施策の方向 (4) 水資源の保全			
水資源の有効利用に関する情報提供回数	2回	2回	上下水道局
水道有収率	88.1%	88.9%	上下水道局
油流出事故防止の啓発回数	1回	2回	環境共生課
施策の方向 (5) 多様な生物との共生			
希少動植物の生息・生育状況及び外来種の生息把握調査回数	2回	4回	環境共生課 にぎわい交流課
希少動植物の保護・外来種の防除に係る啓発回数	0回	2回	環境共生課
市内の「自然共生サイト」の認定数	0件	1件	環境共生課
新潟県猟友会小千谷支部会員数	21人	25人	環境共生課
施策の方向 (6) 自然とのふれあいの推進			
自然とふれあう場の整備箇所数	1箇所	1箇所	建設課
	1箇所	1箇所	農林課
	7箇所	7箇所	にぎわい交流課
自然観察会等自然とふれあう活動の実施回数・参加者数	19回 348人	15回 300人	教育・保育課
	5回 68人	5回 80人	文化スポーツ課
遊歩道等の整備箇所数	4箇所	4箇所	建設課
	7箇所	6箇所	にぎわい交流課

基本方針3 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

◆環境指標

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	備考
「自然の眺めやまち並みの美しさ」に対する市民満足度	65.2%	80%	市民アンケート 令和6年度
「公共の広場・公園」に対する市民満足度	42.7%	60%	
「まちの清潔さ・きれいさ」に対する市民満足度	79.1%	90%	
「雪国における生活」に対する市民満足度	27.5%	50%	
「空気のきれいさ」に対する市民満足度	81.2%	90%	
「水のきれいさ」に対する市民満足度	68.6%	80%	
「まちの静かさ」に対する市民満足度	80.7%	90%	

◆取組指標

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	担当課
施策の方向 (1)暮らしやすく個性あるまちづくりの推進			
指定文化財件数(うち、天然記念物)	50件 (6件)	55件 (6件)	にぎわい交流課
登録有形文化財数(建造物)	11件	13件	にぎわい交流課
観光客数	1,176,369人	1,050,000人	にぎわい交流課
「ごみゼロ運動」参加人数	10,048人	10,000人	環境共生課
都市公園数	15箇所	15箇所	建設課
農村公園数	4箇所	4箇所	農林課
児童遊園数(市管理施設)	2箇所	2箇所	教育・保育課
一人当たり都市公園整備面積	18.0㎡/人	18.3㎡/人	建設課
街路樹設置総延長	2,439m	2,439m	建設課
消雪パイプ布設替え延長	17.6km	23.0km	建設課
克雪住宅補助件数(累計)	2,881件	3,233件	建設課
雪を活用したイベントの開催回数	1回	1回	建設課
	2回	1回	にぎわい交流課
	0回	1回	文化スポーツ課

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	担当課
施策の方向 (2)公害のないまちづくりの推進			
信濃川における水質(BOD)の環境基準達成率	100%	100%	環境共生課
市内主要7河川の信濃川環境基準 (A類型:BOD 2.0mg/L) 達成率	100%	100%	環境共生課
騒音に関する環境基準達成率	83.3%	100%	環境共生課
生活排水処理率	96.2%	97.0%	環境共生課 (上下水道局)
河川農薬調査検出結果	0/7	0/7	環境共生課
典型7公害に関する苦情件数	17件	16件	環境共生課
広報紙等による公害防止等に関する啓発回数 (不法投棄、野焼き、油漏れ等)	—	10回	環境共生課
公共交通運行路線数	12路線	12路線	にぎわい交流課
公共下水道水洗化率	96.2%	96.5%	上下水道局
農業集落排水水洗化率	98.0%	98.0%	上下水道局
合併処理浄化槽設置数	321基	368基	環境共生課
放射線に関する普及啓発回数	5回	5回	防災安全課
水道水等の放射能調査回数	水道水 4回 浄水汚泥 1回	水道水 年4回 浄水汚泥 年2回	上下水道局
水道水のPFAS検査回数	—	年4回	上下水道局
施策の方向 (3)廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進			
ごみ減量やごみ処理に関する情報提供回数	12回	12回	環境共生課
ごみ減量に関する講座や処理場見学会等 " 参加人数	20回 518人	20回 500人	環境共生課
一人1日当たりのごみ排出量 内訳 家庭系 事業系	1,091g 612g 479g	1,057g 578g 479g	環境共生課
リサイクル広場の不用品再使用率	94.8%	100%	環境共生課
資源物集団回収年間回収量	276t	219t	環境共生課
古紙年間回収量	417t	400t	環境共生課
古着年間回収量	17.3t	16.0t	環境共生課
生ごみ処理機器購入補助数 (年間) 堆肥化容器 電動処理機	4台 16台	5台 15台	環境共生課
グリーン製品調達率	46.7%	97.0%	企画政策課
ごみリサイクル率	15.1%	16.2%	環境共生課
環境パトロール実施回数	35回	40回	環境共生課

基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

◆環境指標

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	備考
「環境に関する市からの情報提供」に対する市民満足度	39.5%	50%	市民アンケート 令和6年度
「市民の環境保全活動」参加経験率			
・町内会での清掃・資源回収等 ・町内会以外での活動	72.3% 23.0%	80% 30%	

◆取組指標

指標名	基本数値 令和6年度	目標値 令和17年度	担当課
施策の方向 (1) 環境に関する情報の共有			
広報紙等による環境・ごみに関する情報提供回数	27回	27回	環境共生課
施策の方向 (2) 環境教育・環境学習の推進			
市立学校における環境教育の全体計画作成率	100%	100%	教育・保育課
市立学校における環境学習等実施回数	各校1回以上	各校1回以上	教育・保育課
	8校1回以上 (全14校中)	8校1回以上 (全14校中)	環境共生課
環境に関するイベントの開催回数	2回	2回	環境共生課
環境カウンセラー登録者数	0人	1人	環境共生課
施策の方向 (3) 地域における環境活動とパートナーシップの推進			
環境保全に関する市民・事業者・市の協働の取組み件数	2件	3件	環境共生課

資料編

- 1 計画策定の経緯
- 2 用語解説
- 3 小千谷市環境基本条例
- 4 環境に関するアンケート調査結果

1 計画策定の経緯

(1) 環境審議会開催状況 計画策定時（令和7年度）

回	日時	内容
第1回	令和6年 10月 3日（木）	計画の策定について諮問 計画の策定方針について審議
第2回	11月22日（金）	計画の策定に係る市民・事業者アンケート（案）について 審議
第3回	令和7年 3月26日（水）	市民・事業者アンケート結果、計画の骨子について審議
第4回	11月21日（金）	計画の骨子について審議
第5回	令和8年 3月 2日（月）	計画（案）について審議
第6回		

(2) 小千谷市環境審議会 委員名簿 計画策定時（令和7年度）

区分	氏名	勤務先又は職業等	備考
学識経験者	宮腰 和弘	長岡工業高等専門学校 名誉教授	会長
	姫野 修司	長岡技術科学大学 教授	副会長
関係行政機関 の職員	岩浪 春輝	新潟県長岡地域振興局 環境センター長	
	山崎 誠	小千谷警察署 署長	R7.3.16まで
	長島 尋道	小千谷警察署 署長	R7.3.17～
環境の保全に 関する識見を 有する事業者 及び市民	渡邊 芳久	小千谷商工会議所 専務理事	
	和田 孝昭	魚沼農業協同組合 小千谷基幹営農センター長	
	阿部 真一郎	十日町森林組合 理事	
	川崎 一誠	小千谷市立和泉小学校 校長	
	小林 康弘	越後製菓(株) 片貝工場長	
	和田 明子	イオンリテール(株) 小千谷店販促マネージャー	
	長谷川 正夫	岩沢地域振興協議会 会長	
	佐藤 正機	西小千谷地区町内会長協議会 会長	
	阿部 廣	元新潟県自然環境保護員	R7.10.31まで
	今井 隆夫	小千谷の自然を愛する会 代表	R7.11.1～
藤巻 るい子	小千谷市消費者協会		

2 用語解説

【あ】

1号遊休農地

農地法第32条に基づき、1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ今後も耕作される見込みがない農地のことです。ただし、伐根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる農地を示します。

一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが一般廃棄物として定義されます。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみのほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。地方自治体が収集・処理・処分の責任を負うことになっています。

小千谷市エネルギービジョン

自然と共生する循環型社会を実現するためには、エネルギーの有効利用や資源の循環利用が必要であることから、今後のエネルギー施策の基本指針となる「小千谷市エネルギービジョン」を令和2年3月に策定しました。今後は、本ビジョンをもとに、地域内での経済循環や新たな地域振興・雇用創出を進め、持続的な発展が可能なまちを目指します。

小千谷市公害防止条例

公害の防止に関し必要な事項を定め、市民の健康と生活環境を保全することを目的に制定され、昭和61年4月から施行されています。公害の防止に関する事業者と市長の協議や協定の締結について定められています。市では本条例に基づき公害の発生のおそれがある事業所と協定を結ぶなど、公害の未然防止と生活環境の保全に取り組んでいます。

小千谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく計画で、小千谷市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスを削減することを目的に、令和5年3月に策定しました。第二次小千谷市環境基本計画における地球温暖化対策の個別計画として、位置づけられています。

小千谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づく計画で、小千谷市の区域全体から排出される温室効果ガスを削減することを目的に、令和5年5月に策定しました。第二次小千谷市環境基本計画における地球温暖化対策の個別計画として、位置づけられています。

【か】

外来種

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段(人による運搬など)によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種のことをいいます。便宜的に、明治以降に定着した種のことを指し、それ以前に移入した種は外来種とはされません。

合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水を一緒に、沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設です。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関わる環境上の条件についての、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音に大きさというような数値で定められます。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではありません。

環境保全型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式です。

グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者のことをいいます。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりする人のことで、環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するといった環境保全意識の高い消費者をいいます。

グリーン製品

製造や使用に際して、環境への負荷を軽減するように設計された製品のことをいいます。

燻炭

稲の脱穀で生じる籾殻を酸素が少ない状態で蒸し焼きにした、軽量で微細な孔を持つ黒い炭です。

【さ】

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令により、燃え殻、汚泥、廃油など20種類が指定されています。産業廃棄物は、排出する事業者処理する責任(自己処理責任)があります。

自然共生サイト

民間の企業や地域団体などによる取組で、生物多様性の保全が図られている区域を環境省が、ネイチャーポジティブ（自然の回復）の実現に向けて認定する制度です。

循環型社会形成推進地域計画

市町村が廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示す計画であり、対象地域に整備する施設の種類、規模などの概要を見通して作成します。

森林環境譲与税

市町村に譲与された森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

生態系

ある地域に生息する生物群集とそれらを取りまく無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のことです。現在、人間活動による急激な環境改変などが原因となり、多くの地域で生態系の急速な変化・破綻が懸念されています。

生態系被害防止外来種

環境省が幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定し、リストを作成しています。

国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種も対象とされています。

【た】

脱炭素社会

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成する排出実質ゼロとなる社会のこと。

単独浄化槽

一般家庭に設置する浄化槽のうち、し尿処理のみを目的とする浄化槽です。現在は生活排水処理も行う必要性から新設は認められていません。

地域生物多様性増進法

企業や地域団体による生物多様性の保全・回復・創出活動を促進する法律で、企業緑地や里地里山などの「自然共生サイト」認定を法制化し、手続きのワンストップ化や民間等の活動への支援体制を強化する。

典型七公害

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のこと。

特定外来生物

海外由来の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるとして、外来生物法により指定された生物のことです。

土壤汚染

産業活動などに伴い土壤中に有害物質が残留、蓄積することにより土壤や地下水が汚染された状態のこと。

【な】

にいがた「緑」の百年物語

県民が主体となって、21世紀の100年をかけて木を植え、緑を守り育てて、22世紀の県民に「緑の遺産」を引き継ぐための運動です。緑の募金による森林整備や緑の少年団の育成などの活動を行っています。

農業集落排水処理施設

農村（農業振興地域）における生活排水処理施設のことで、下水道よりも小さい規模で生活排水を集め、処理して農業用水路や河川に戻します。

農地パトロール

市町村及び農業委員会による荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認する現地調査です。

【は】

フードドライブ

家庭にある保存可能な食材（お米、缶詰、レトルト食品など）を募り、食品を必要としている福祉施設や生活困窮者支援団体等に寄付するための活動です。

【や】

有害化学物質

人間や野生生物などに悪影響を及ぼす化学物質であり、ダイオキシン類など環境ホルモンといわれる化学物質も含まれます。国内では特定化学物質の環境への排出量の把握など及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）の導入などによる対策が進められています。

【ら】

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記載した図書のこと。

【A～Z】

BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量であり、河川における水中の有機物(家庭や事業所からの排水など)による汚染の程度を示す代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

ESD (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育)

持続可能な社会づくりを実現するために発想し、行動できる人材を育成するための教育のこと。現代社会の課題を身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

PFAS (ピーファス : ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称)

主に炭素とフッ素からなる化学物質で、水・油をはじき熱に強い特性から幅広く使われてきた1万種類以上の人工科学物質の総称です。健康・環境への残留性が問題視され、飲料水中の目標値設定や工場排水への監視強化などの対応が進められています。

PM2.5 (Particulate Matter : 微小粒子状物質)

粒径 $2.5\mu\text{m}$ (2.5mm の千分の1) 以下の粒子状物質。マイクロ (μ) は100万分の1の単位。 2.5 マイクロメートル (μm) は髪の毛の太さの $1/30$ 程度で花粉より小さい大きさとなります。PM2.5 は、単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とする様々な物質の混合物です。PM2.5 は粒子が非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられています。

PRTR法 (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出・移動届出制度)

人の健康や生態系にとって有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を管理する法律です。事業者は、化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県経由で国に届け出をしなければなりません。事業者による化学物質の管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)

断熱性能や省エネルギー性能を上げ、太陽光発電等でエネルギーを創ることで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを旨とする建物をいいます。

SDGs (エスディージェーズ) (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年に国連で開かれたサミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs(持続可能な開発目標)の詳細

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1[貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2[飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3[保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4[教育] すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5[ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6[水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7[エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8[経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p>9 産業と設備革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9[インフラ、産業化、イノベーション] 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10[不平等] 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11[持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12[持続可能な消費と生産] 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13[気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14[海洋資源] 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15[陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16[平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

3 小千谷市環境基本条例

小千谷市環境基本条例

平成15年3月17日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで、欠くことのできないものであることから、これを将来にわたつて維持し、及び向上するように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、環境への負荷の少なく持続的な発展が可能な都市の実現を目的として、エネルギーの有効的な利用及び資源の循環的な利用を推進するため市、事業者及び市民はそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによつて行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するための措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減及び環境に配慮した原材料等を利用するように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(年次報告)

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、次の各号に掲げる事項を基本として、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び健全で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
- (2) 人の健康又は生活環境に係る環境保全上の支障を防止することによって、公害の発生の抑制を図ること。
- (3) 当市の多様な自然と人とが共生できる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び保全を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的かつ効率的な利用、エネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう努めるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ小千谷市環境審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(推進体制の確立)

第11条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を確立するものとする。

(環境審議会)

第12条 当市の環境の保全に関する事項について、調査審議するため環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、小千谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び変更に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する事項で基本的又は重要なこと。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(小千谷市公害防止条例の一部改正)

2 小千谷市公害防止条例(昭和60年小千谷市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第1条中「健康と生活環境」の次に「(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)」を加える。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、小千谷市環境基本条例(平成15年小千谷市条例第13号)第2条第3号に規定する公害をいう。

第12条及び13条を削り、第14条を第12条とする。

令和6年度実施 (1)市民 (2)事業所 環境に関するアンケート調査結果

I. 調査の目的と概要

1. 調査目的

平成 28 年度を初年度とする第二次小千谷市環境基本計画が、令和7年度で計画期間が終了することから、次期計画策定の基礎資料とするため実施したものの。

2. 調査対象、配布数

	市民	事業所
対 象	令和6年 10 月 31 日時点で市内に住所を有する 18～75 歳の市民 (市内全人口に占める年代別及び地区別人口の割合に応じて抽出)	従業者数 5 人以上の小千谷市内の事業所 (産業分類比率に応じて抽出)
配布数	1,000 人(男女各 500 人)	200 社

3. 調査方法

調査票を郵送により対象者へ配付
郵送またはインターネットで回答

4. 調査期間

令和 7 年 1 月6日(月)～令和7年 1 月22日(水)

5. 回答数

		回答数			回収率
		郵送	インターネット	計	
市民	R6	159 人	249 人	408 人	40.8%
	(参考)H26	434 人	—	434 人	43.4%
事業所	R6	42 社	79 社	121 社	60.5%
	(参考)H26	129 社	—	129 社	64.5%

6. 調査項目

(1)市民

SA…単一回答、MA…複数回答

設問項目		回答
1)回答者の属性		
問 1	あなたの性別を教えてください。	SA
問 2	あなたの年齢を教えてください。	SA
問 3	現在、あなたはどちらの地区にお住まいですか。	SA
問 4	あなたは通算で小千谷市に何年住んでいますか。	SA
問 5	現在、(あなたを含めて)同居しているご家族は何人ですか。	記述
問 5 付	その内訳を教えてください。	記述
問 6	現在のあなたのご職業を教えてください。	SA
2)お住まいの周辺環境や、行っている環境に配慮した取組について		
問 7	あなたのお住まいの周辺環境等についての満足度を教えてください。	SA
問 8	あなたのお住まいの周辺や小千谷市内において、今後も残していきたいものや大切にしたいものがあれば、その内容をご記入ください。	記述
問 9	小千谷市の環境で改善したいところ、今後良くしていきたいところがありますか。	MA
問 10	あなたが(または、あなたのご家庭で)行っている環境に配慮した取組などについて取組状況を教えてください。	SA
問 11	小千谷市の環境について、今後優先的に進めるべきだと思う施策は何ですか。	MA
3)省エネや再生可能エネルギーについて		
問 12	お住まいの家の ZEH 化の意向について教えてください。	SA
問 13	省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器について、あなたのお住まいの家や使用する土地に導入した、または今後導入する予定のものはありますか。	SA
問 14	省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器を導入した(または今後導入する)理由や、関心がある理由は何ですか。	MA
問 15	省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器をあなたのお住まいの家や使用する土地に導入するうえで、支障となるものは何ですか。	MA
4)小千谷市の環境政策全般について		
問 16	小千谷市の環境に関する取組へのご要望やご意見がありましたら、ご自由にお書きください。(周辺環境、雪国における生活、脱炭素など)	記述

(2)事業所

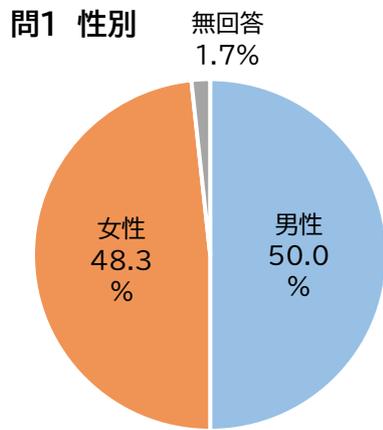
SA…単一回答、MA…複数回答

設問項目		回答
1)回答者の属性		
問1	事業所名、ご担当者(担当部署・役職・氏名)をご記入ください。	記述
問2	所在地域を教えてください。	SA
問3	主な業種を教えてください。	SA
問4	小千谷市での営業年数を教えてください。	SA
問5	従業員数を教えてください。	SA
2)環境問題の認識や取組状況について		
問6	貴事業所の事業活動において、どのようなものが環境へ大きな影響を与えていると認識していますか。	SA
問7	貴事業所における環境保全に関する取組について取組状況を教えてください。	SA
問8	環境保全に取り組むうえで支障となるものは何ですか。	MA
3)省エネや再生可能エネルギーについて		
問9	建物の ZEB 化の意向について教えてください。	SA
問10	省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器について、貴事業所内や所有地内に導入した、または今後導入する予定のものはありますか。	SA
問11	省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器を導入した(または今後導入する)理由や、関心がある理由は何ですか。	MA
問12	省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器を貴事業所内や所有地内に導入するうえで、支障となるものは何ですか。	MA
問13	省エネや再生可能エネルギーに関して、貴事業所が望むものはありますか。	MA
4)小千谷市の環境政策全般について		
問14	小千谷市の環境に関する取組へのご要望やご意見がありましたら、ご自由にお書きください。	記述

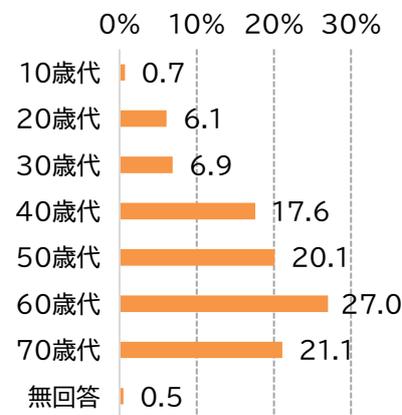
Ⅱ. 調査結果

(1) 市民

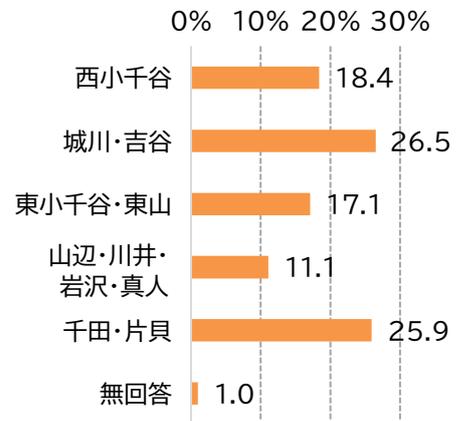
1) 回答者の属性



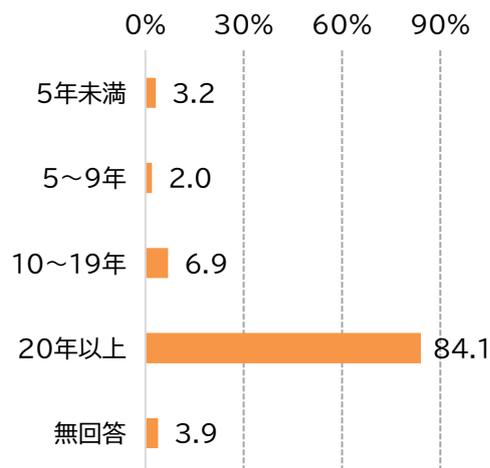
問2 年齢



問3 居住地区



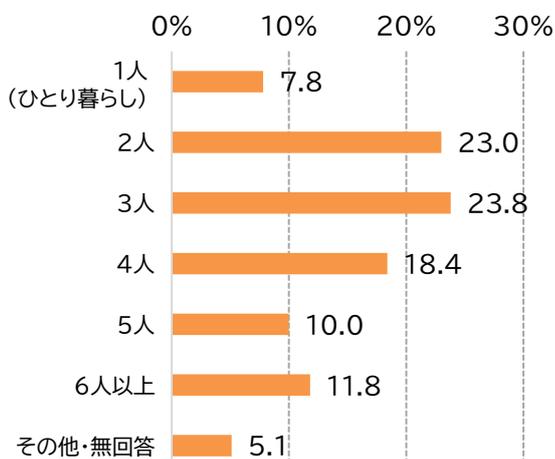
問4 居住年数



問6 職業



問5 同居人数

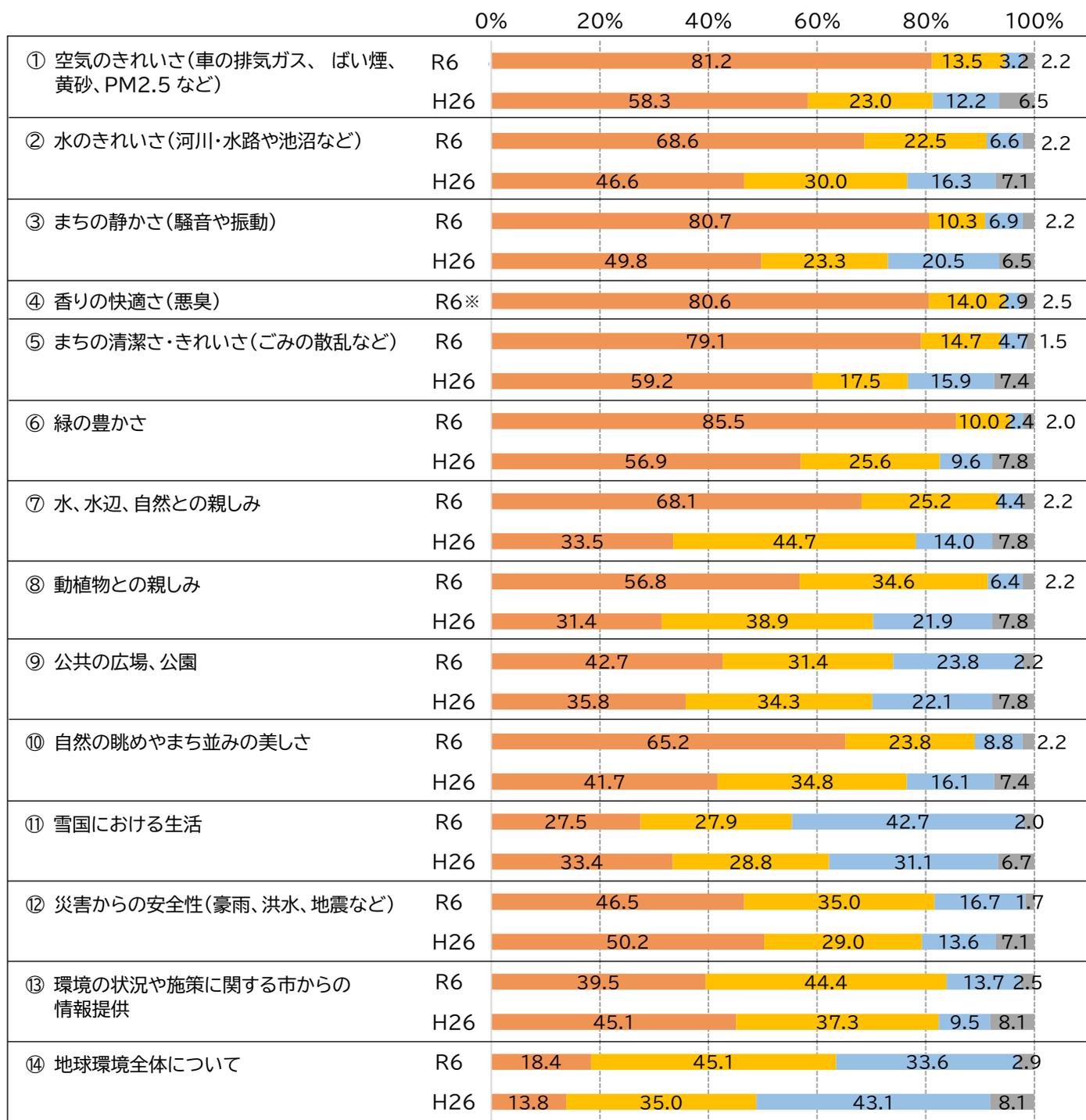


2)お住まいの周辺環境や、行っている環境に配慮した取組について

問7 周辺環境等の満足度

- ・ H26 調査と比較して、14 項目中 10 項目で「満足・やや満足」の割合が上昇。また、その内 9 項目(①②③⑤⑥⑦⑧⑩⑭)で「やや不満・不満」の割合が減少した。
- ・ 「⑪雪国における生活」について、「満足・やや満足」が 5.9 ポイント減少、「やや不満・不満」が 11.6 ポイント上昇した。

■満足・やや満足 ■どちらともいえない ■やや不満・不満 ■無回答



※ R6 調査から設問を新設

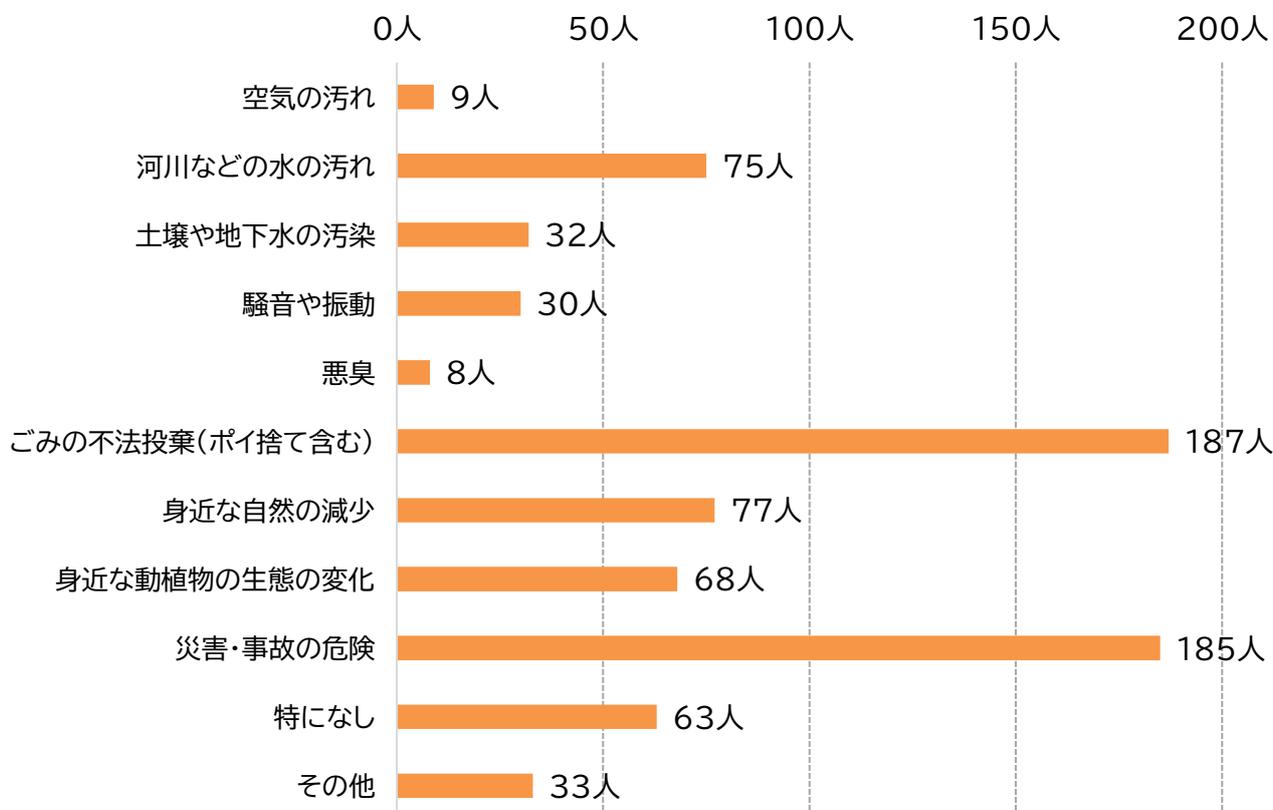
問8 今後も残していきたいものや大切にしたいもの(自由記載)

- ・自由記載されたもののうち、出現頻度が高い単語を抽出。
- ・「山本山」「きれいな空気」「川」など自然環境に関する単語が上位となった。

順位	単語	回数(回)	順位	単語	回数(回)	順位	単語	回数(回)	順位	単語	回数(回)	順位	単語	回数(回)
1	山本山	62	11	山	12	21	静か	6	31	歴史的文化	5	41	田畑	4
2	眺め	57	12	城山	8	22	自然の豊かさ	6	32	公園の桜	5	42	環境	4
3	きれいな空気	25	13	花火	8	23	川のホタル	6	33	伝統的なもの	5	43	美しい川	4
4	歴史的	17	14	山並み	7	24	地元の食文化	5	34	文化	5	44	水	4
5	川	17	15	錦鯉	7	25	町内	5	35	清流	5	45	信濃川の水	4
6	自然	16	16	船岡山	7	26	田園風景	5	36	街なみ	5	46	動植物	4
7	祭り	14	17	公園	6	27	山本山の眺め	5	37	山からの眺め	5	47	山道	4
8	信濃川	14	18	桜	6	28	花	5	38	ひまわり	4	48	里山	4
9	静けさ	13	19	景観	6	29	信濃川の眺め	5	39	雪景色	4	49	地域の行事	4
10	ホタル	13	20	地域	6	30	小千谷祭り	5	40	観光	4	50	山本山の自然	4

問9 改善したいところ、今後良くしていきたいところ(複数回答可)

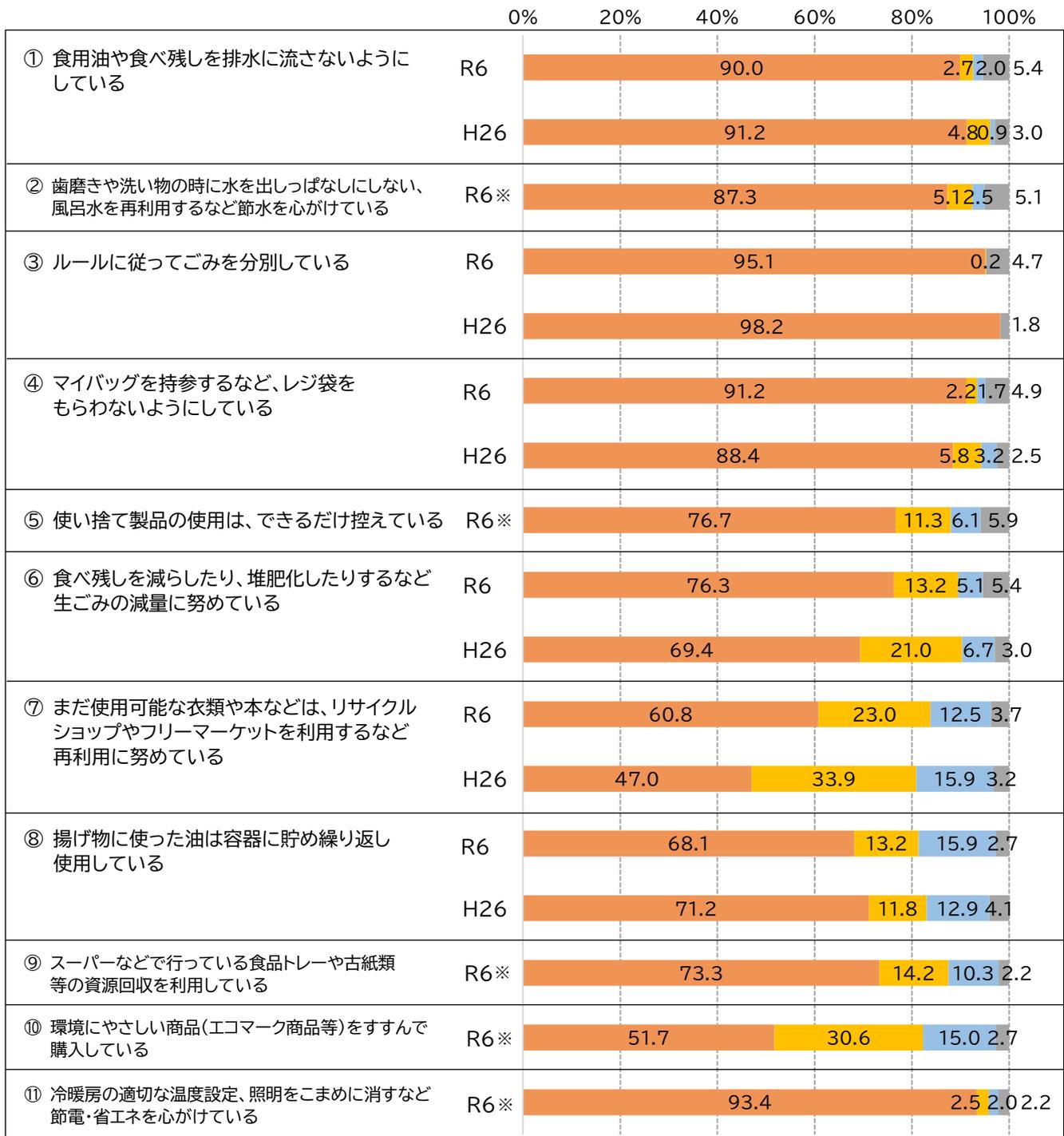
- ・最も回答が多かったのは「ごみの不法投棄(ポイ捨て含む)」で約46%が本項目を選択。次いで「災害・事故の危険」(約45%)となった。



問 10 環境に配慮した取組の取組状況

- ・「⑦まだ使用可能な衣類や本などは、リサイクルショップやフリーマーケットを利用するなど再利用に努めている」「②地球環境全体のことを考えた行動(生活)をしている」については、H26 調査と比較して「いつも・時々行っている」が 10 ポイント以上上昇。
- ・「⑭外出の際に、なるべくマイカーを使わず、電車・バス等の公共交通機関や自転車を利用したり、歩いたりするようにしている」について、「いつも・時々行っている」が 8.7 ポイント減少、「行っていないし今後行わない」が 17.4 ポイント上昇した。

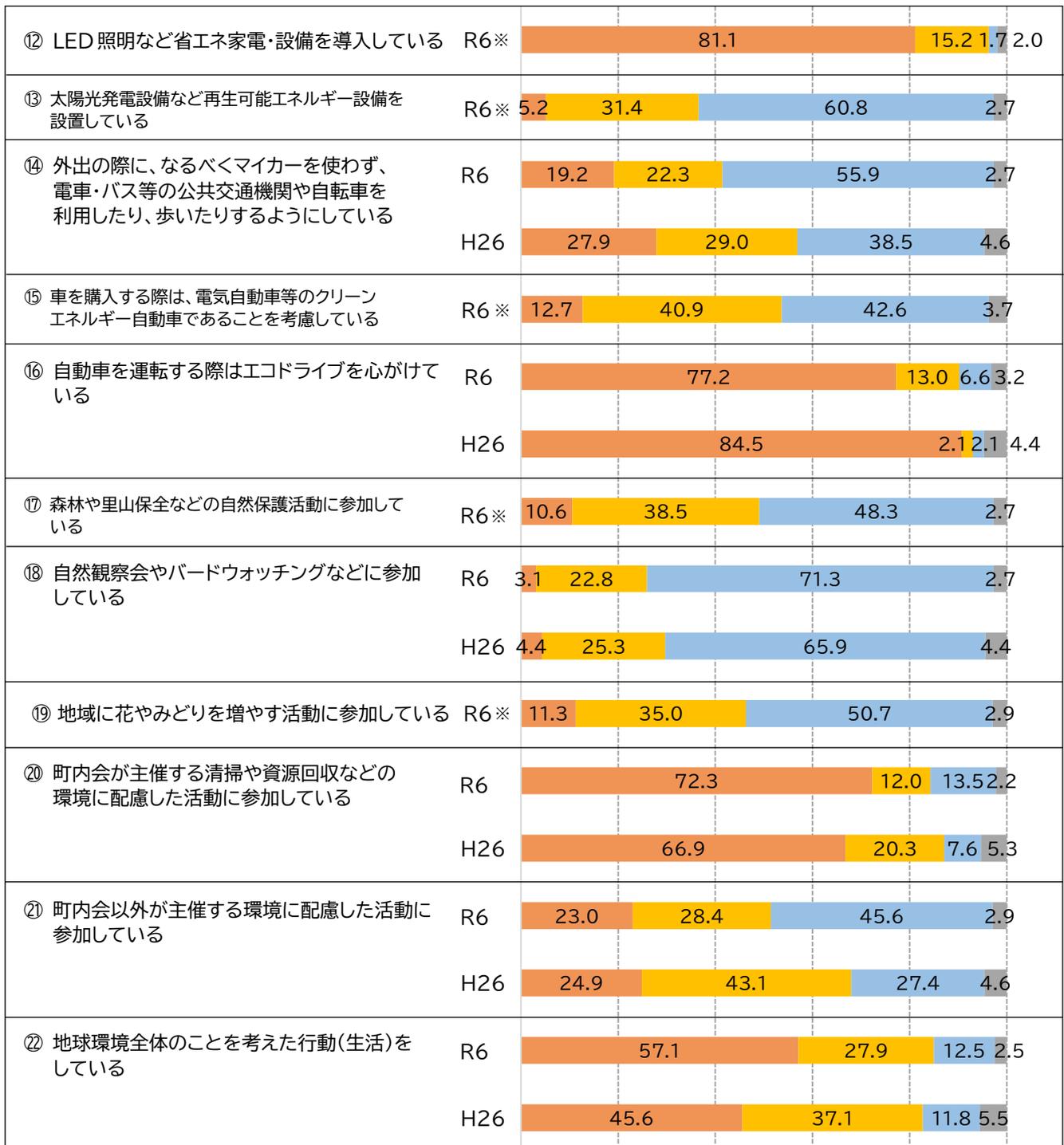
■いつも・時々行っている ■行っていないが今後行いたい ■行っていないし今後行わない ■無回答



※ R6 調査から設問を新設

■いつも・時々行っている ■行っていないが今後行いたい ■行っていないし今後行わない ■無回答

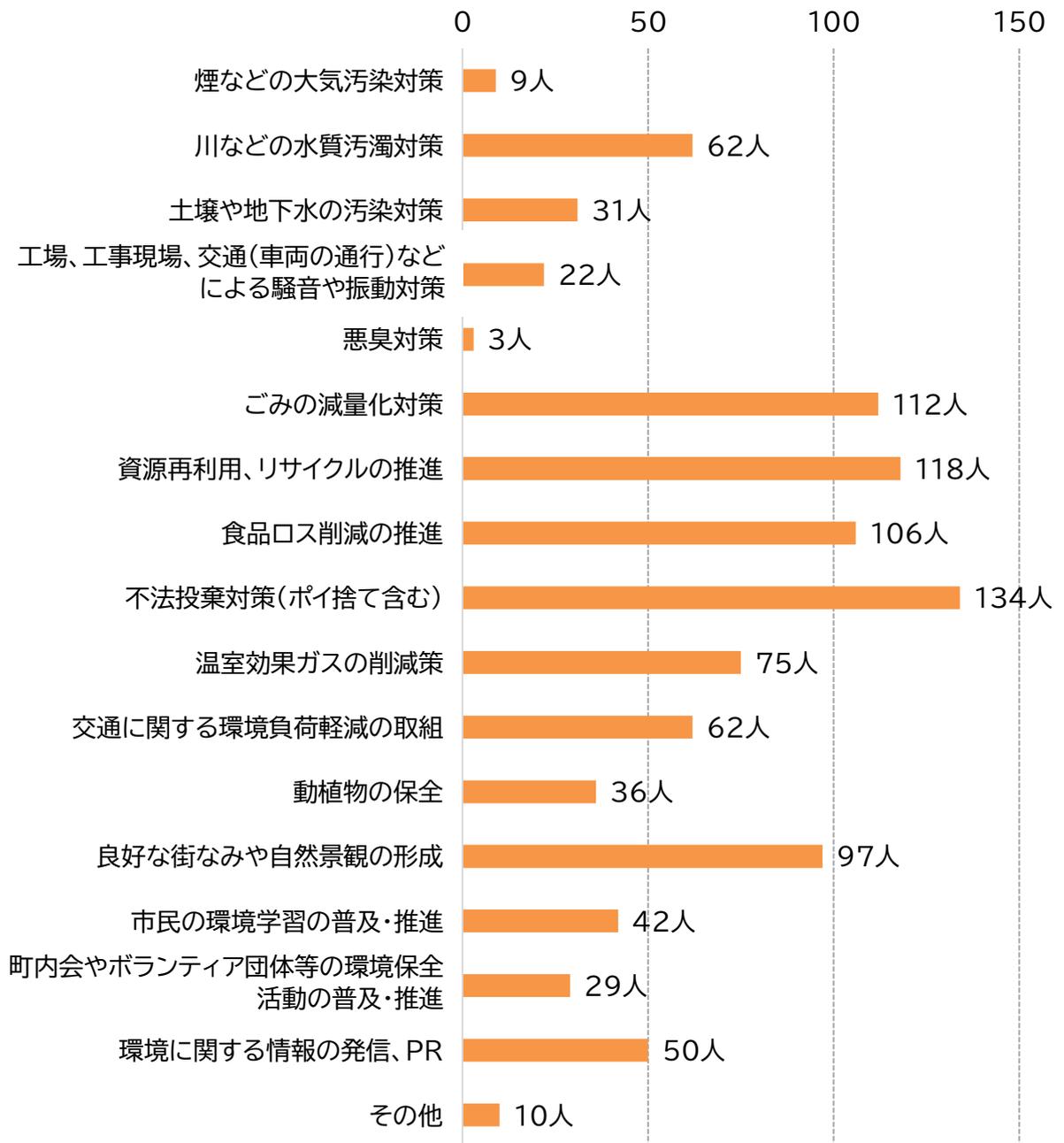
0% 20% 40% 60% 80% 100%



※ R6 調査から設問を新設

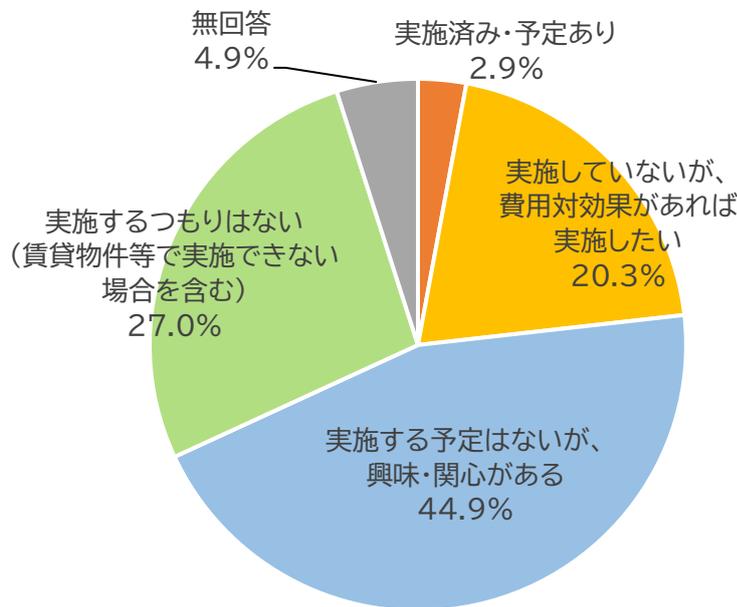
問 11 今後優先的に進めるべきだと思う施策(3つまで選択)

- ・最も回答が多かったのは「不法投棄対策(ポイ捨て含む)」。次いで「資源再利用、リサイクルの推進」「ごみの減量化対策」「食品ロス削減の推進」など廃棄物に関することが上位となった。



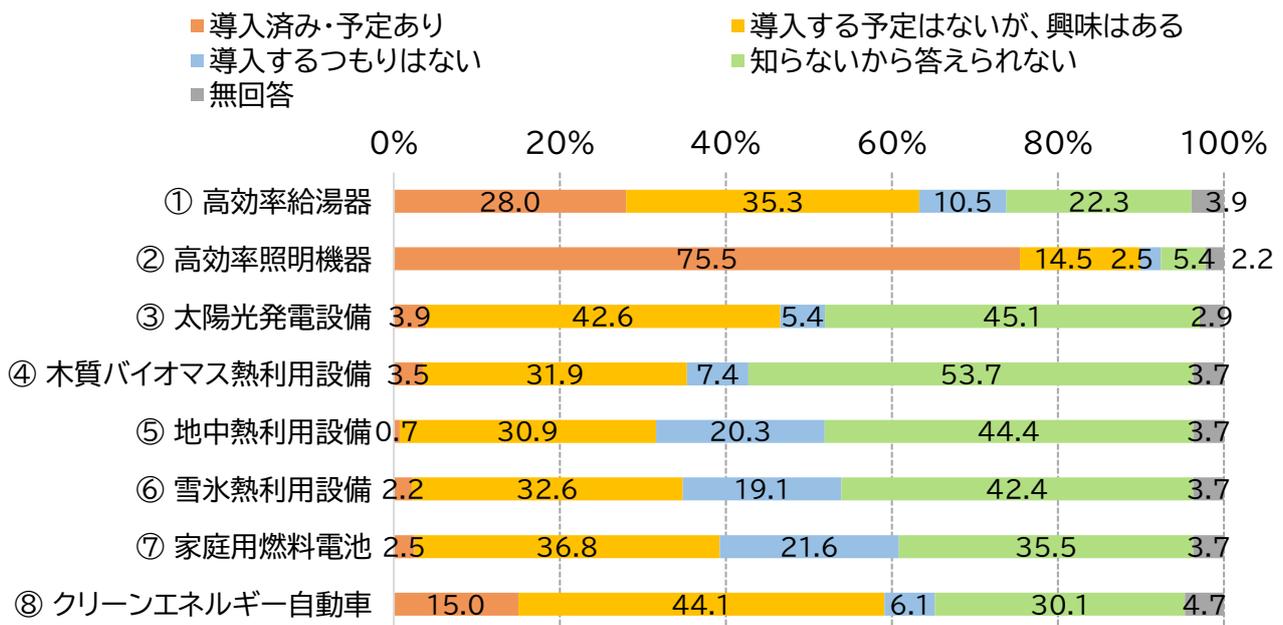
問 12 ZEH 化の意向

- ・「実施済み・予定あり」は 2.9%にとどまったが、「実施していないが、費用対効果があれば実施したい」と回答した人は約2割。



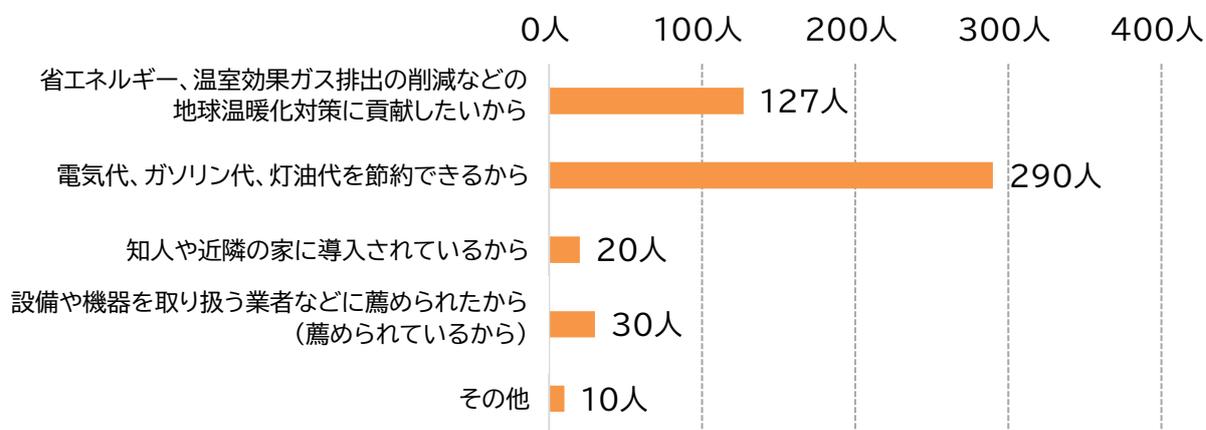
問 13 省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器の導入状況

- ・「②高効率照明機器」については、「導入済み・予定あり」が7割以上となった。
- ・「③太陽光発電設備」「④木質バイオマス熱利用設備」「⑤地中熱利用設備」「⑥雪氷熱利用設備」「⑦家庭用燃料電池」については、「導入済み・予定あり」が 5%以下となっており、「知らないから答えられない」と回答した割合は3割～5割を占めていた。



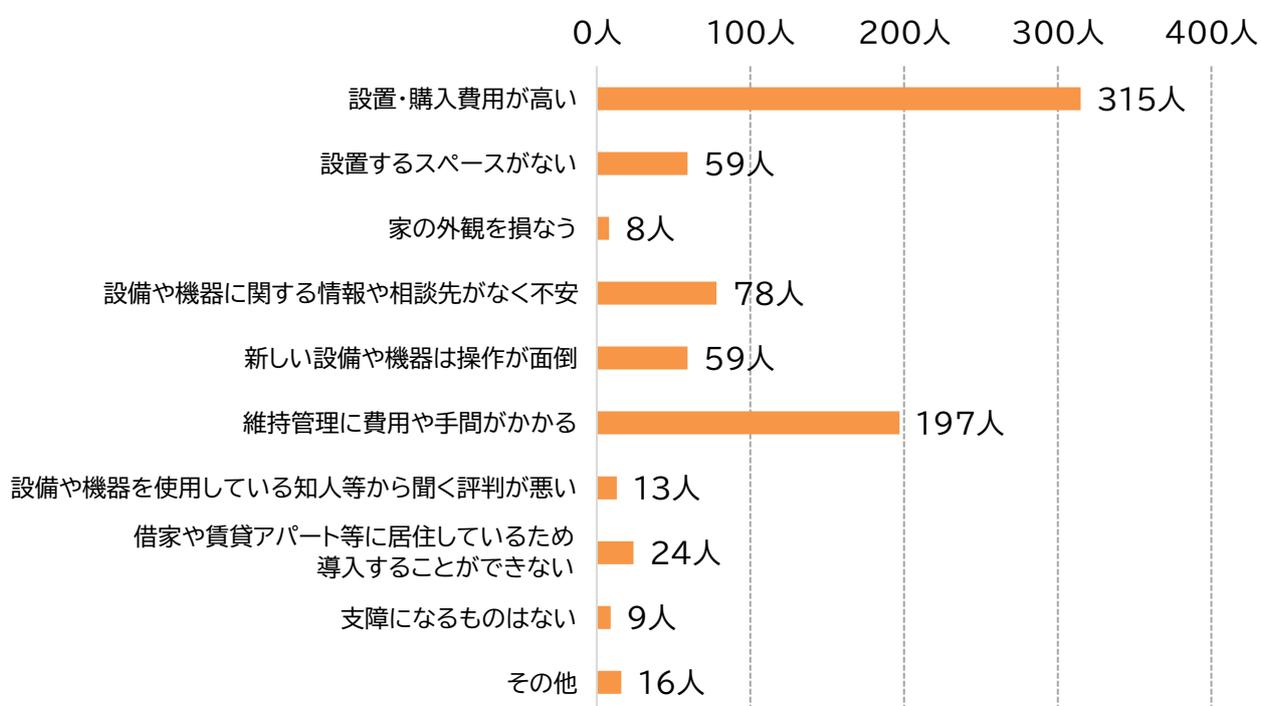
問 14 省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器を導入した(または今後導入する)理由や、関心がある理由(複数選択可)

- ・ 本項目の回答者 350 人のうち、290 人が「電気代、ガソリン代、灯油代を節約できる」を選択(約 83%)。次いで「省エネルギー、温室効果ガス排出の削減などの地球温暖化対策に貢献したいから」が選択されていた。(回答者の約 36%)



問 15 省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器を導入するうえでの支障(複数選択可)

- ・ 約 77%が「設置・購入費用が高い」を選択。次いで約 48%が「維持管理に費用や手間がかかる」を選択していた。



問 16 小千谷市の環境に関する取組へのご要望やご意見(自由記述)

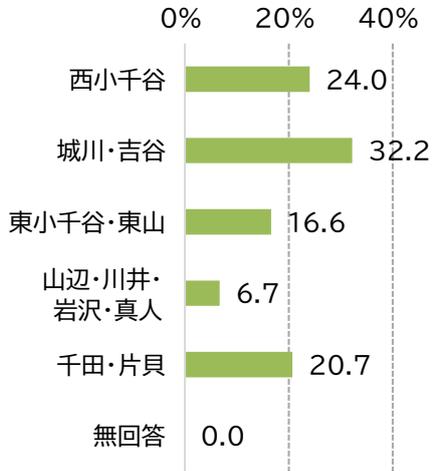
- ・ 自由記載されたもののうち、出現頻度が高い単語を抽出。
- ・ 「除雪」「ゴミ」「環境」などに関するご意見が多く寄せられた。

順位	単語	回数 (回)	順位	単語	回数 (回)	順位	単語	回数 (回)	順位	単語	回数 (回)	順位	単語	回数 (回)
1	除雪	27	11	公園	6	21	安全	5	31	活動	4	41	計画	3
2	ゴミ	17	12	地元	6	22	支援	5	32	補助金	4	42	利用	3
3	雪	17	13	問題	6	23	冬	4	33	補助	4	43	環境保全	3
4	市	14	14	地域	6	24	道	4	34	支援	4	44	消雪パイプ	3
5	環境	12	15	交通	5	25	発展	4	35	重要	4	45	交通施設	3
6	道路	9	16	人	5	26	町内	4	36	施設	3	46	健康	3
7	施設	8	17	支援	5	27	政策	4	37	改善	3	47	生活	3
8	改善	8	18	健康	5	28	改善	4	38	設備	3	48	団体	3
9	水	8	19	教育	5	29	使い方	4	39	減少	3	49	回収	3
10	管理	7	20	施設整備	5	30	積極	4	40	公共	3	50	雪国	3

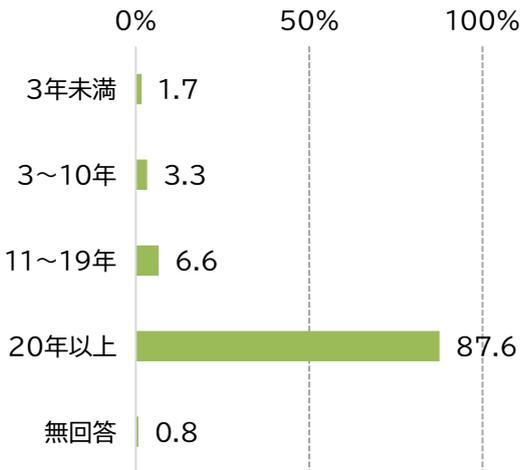
(2)事業所

1)回答者の属性

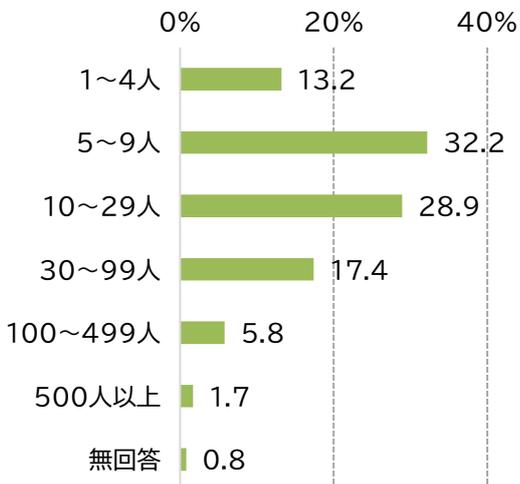
問2 所在地



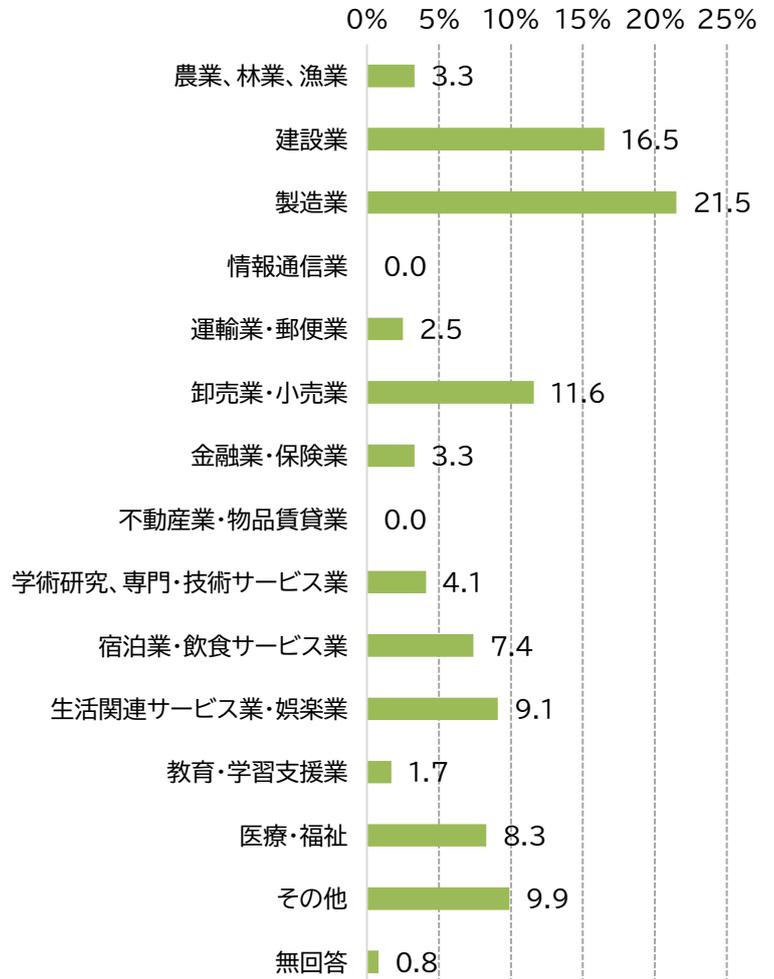
問4 営業年数



問5 従業員数



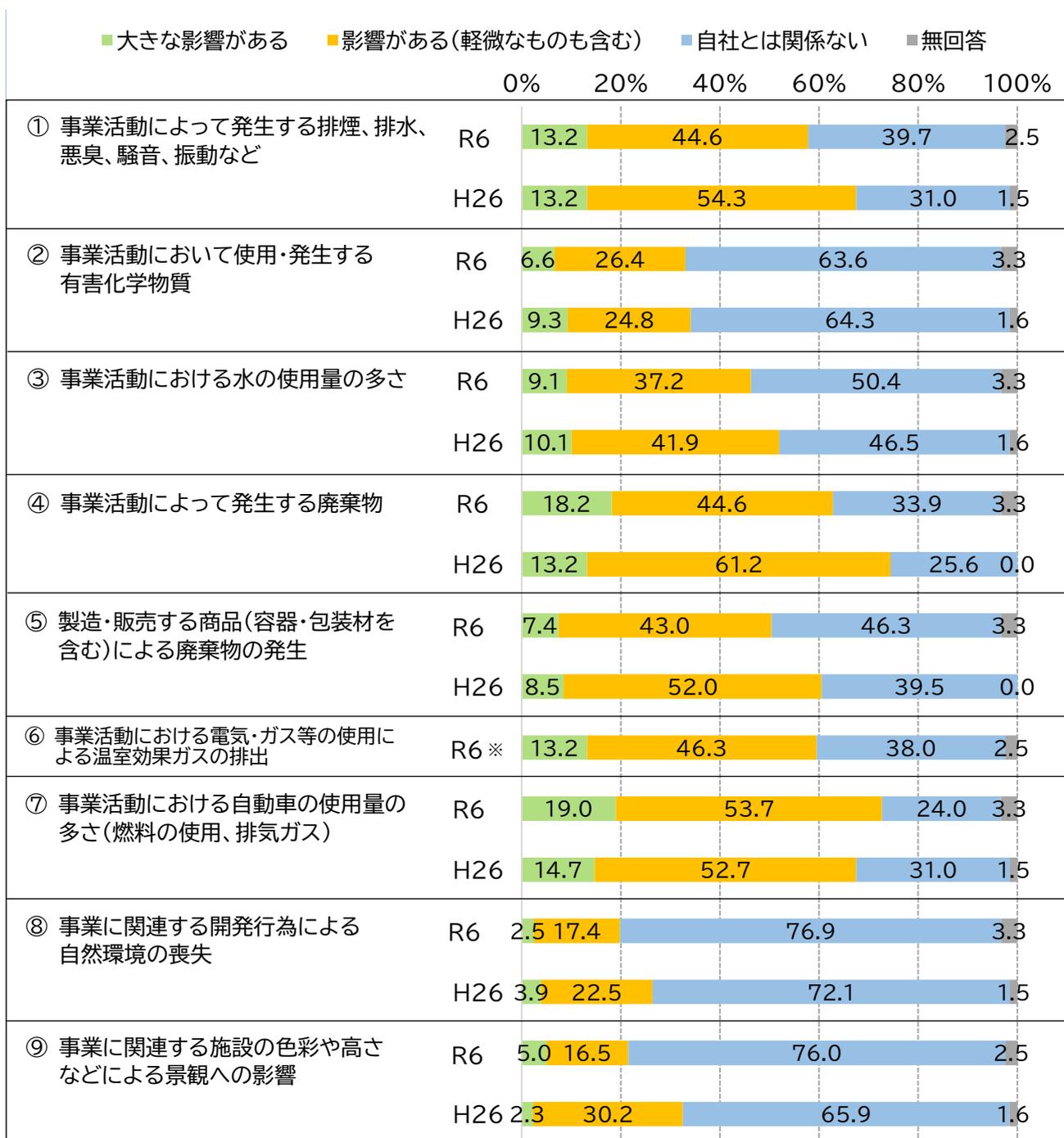
問3 業種



2)環境問題の認識や取組状況について

問 6 事業活動において、どのようなものが環境へ大きな影響を与えていると認識しているか。

- ・「① 事業活動によって発生する排煙、排水、悪臭、騒音、振動など」「④ 事業活動によって発生する廃棄物」「⑤ 製造・販売する商品(容器・包装材を含む)による廃棄物の発生」「⑨ 事業に関連する施設の色彩や高さなどによる景観への影響」について、影響がある(「大きな影響がある」「影響がある(軽微なものも含む)」の合算)と回答した割合が10%程度増減していた。

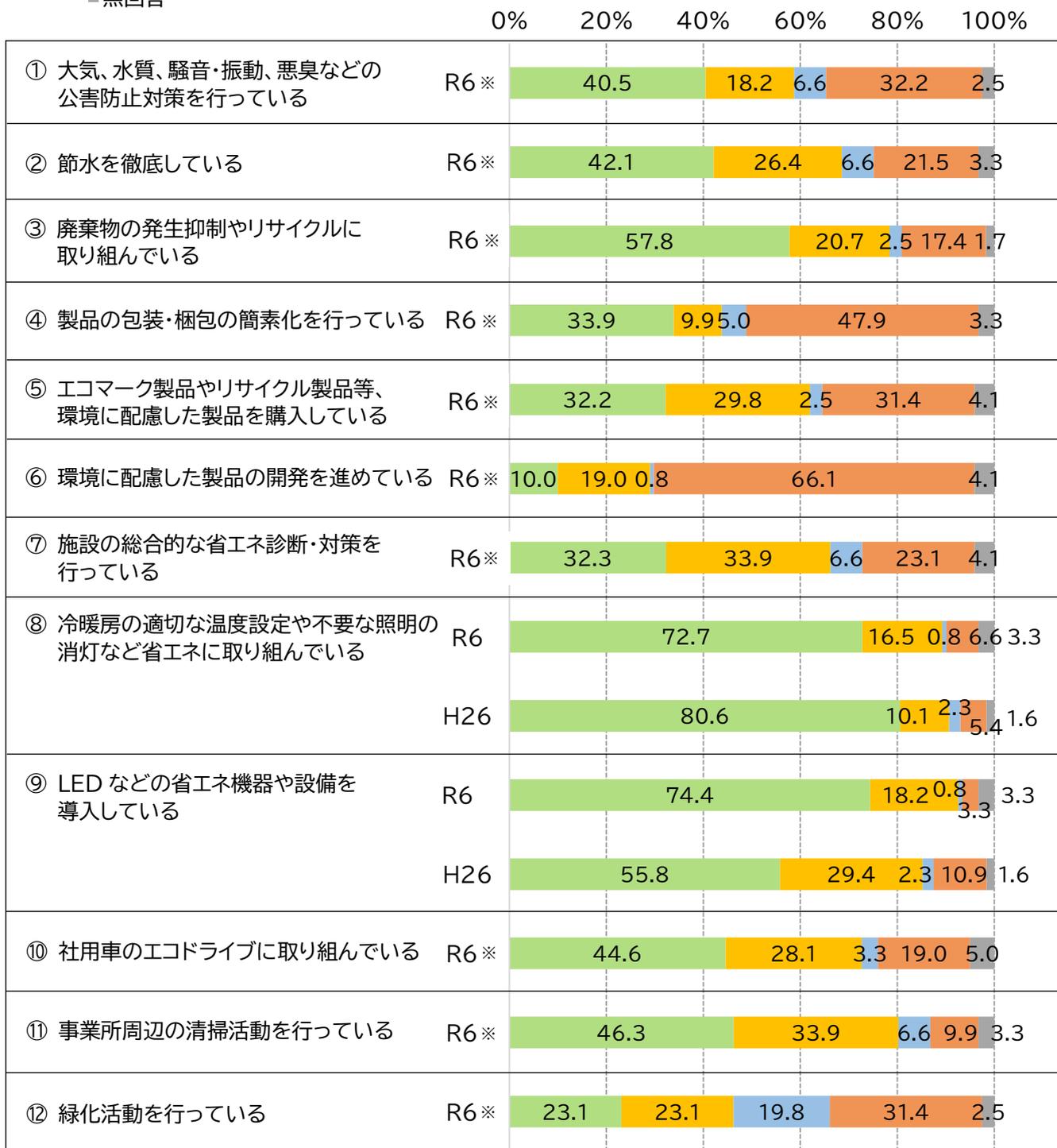


※ R6 調査から設問を新設

問7 環境保全に関する取組について取組状況

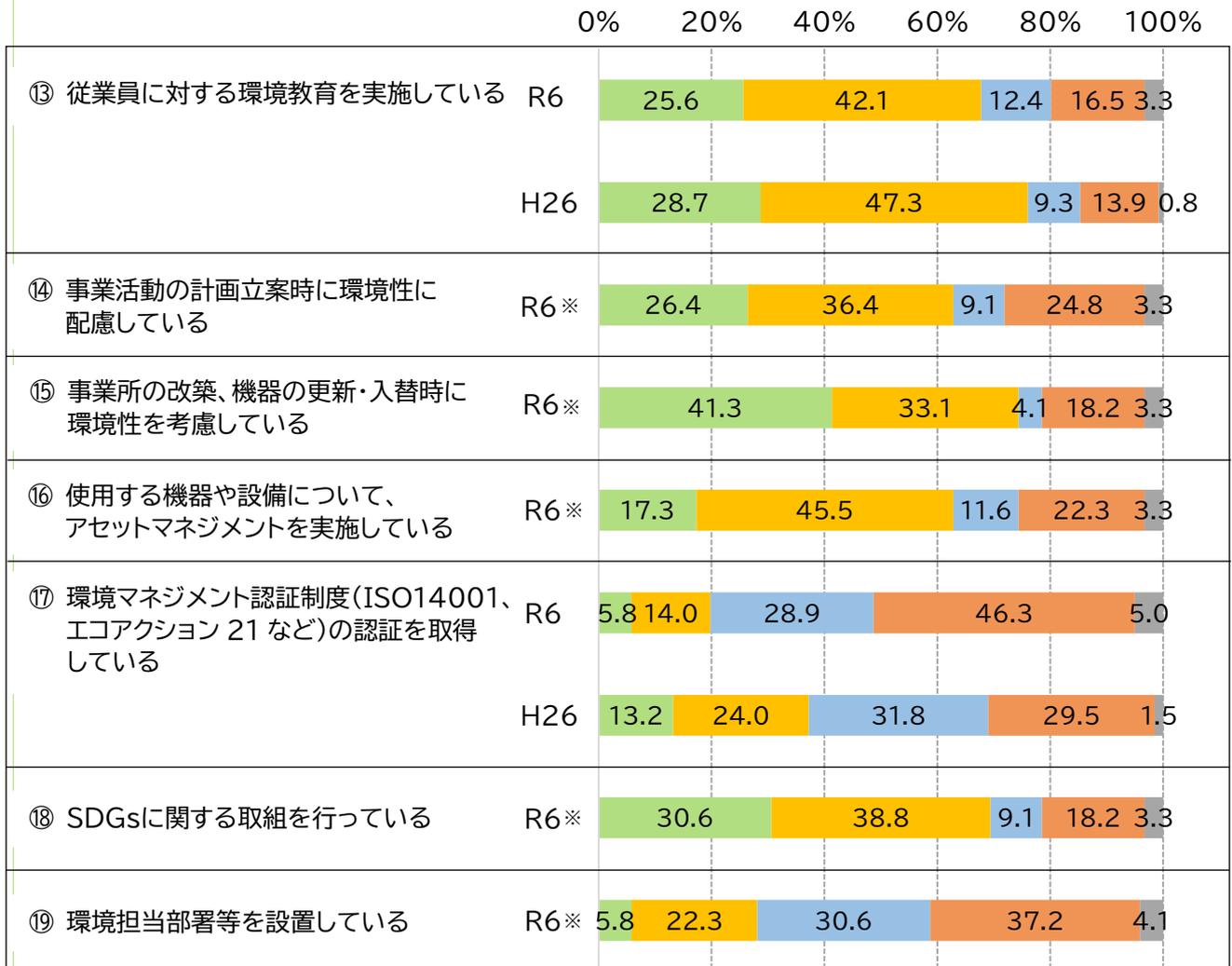
・「③ 廃棄物の発生抑制やリサイクルに取り組んでいる」「⑧ 冷暖房の適切な温度設定や不要な照明の消灯など省エネに取り組んでいる」「⑨ LED などの省エネ機器や設備を導入している」の3項目を除き、「取り組んでいる」と回答した割合が5割を下回った。

- 取り組んでいる
- 今後取り組んでいきたい
- 今後も取り組むことは考えていない
- あまり関係がない
- 無回答



※ R6 調査から設問を新設

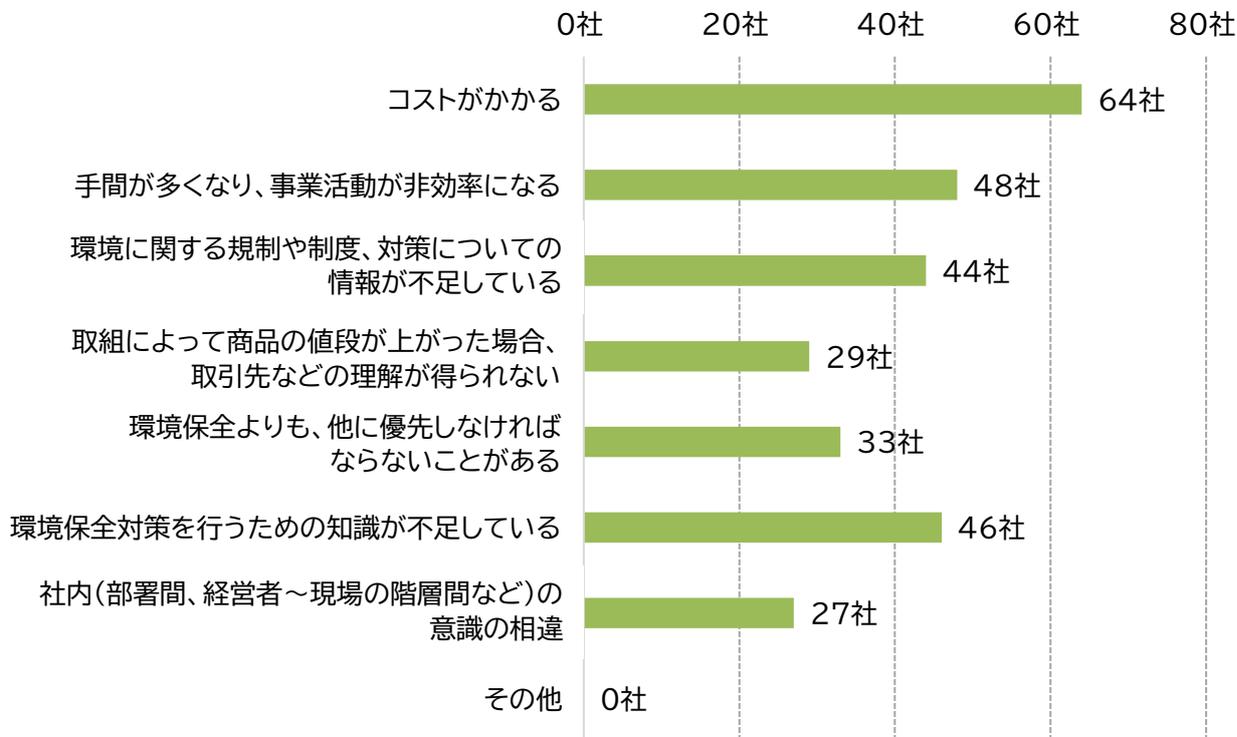
- 取り組んでいる
- 今後取り組んでいきたい
- 今後も取り組むことは考えていない
- あまり関係がない
- 無回答



※ R6 調査から設問を新設

問8 環境保全に取り組むうえでの支障(複数選択可)

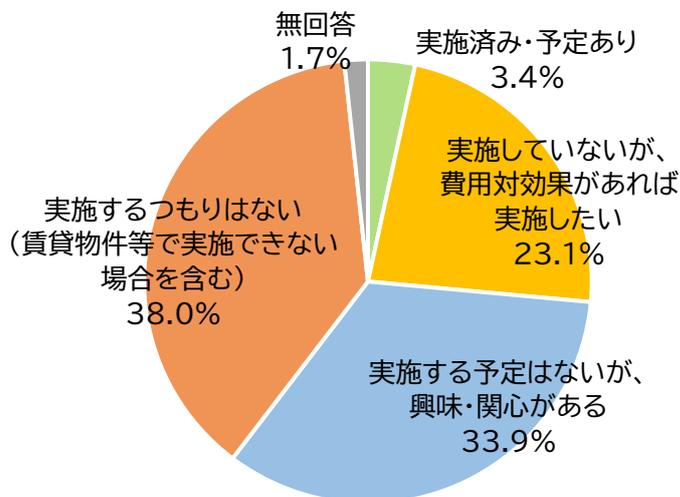
- ・ 約 53%が「コストがかかる」を選択。次いで「手間が多くなり、事業活動が非効率になる」「環境保全対策を行うための知識が不足している」「環境に関する規制や制度、対策についての情報が不足している」を選択していた。



3)省エネや再生可能エネルギーについて

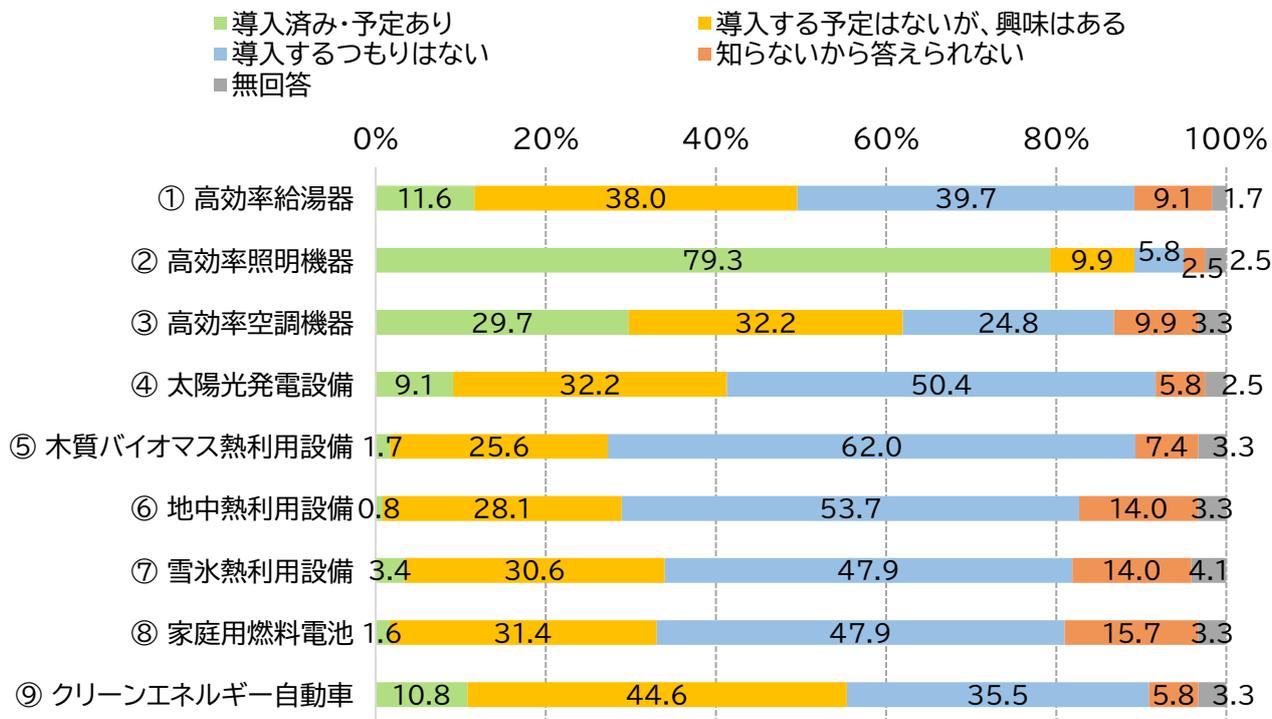
問9 建物の ZEB 化の意向

- ・ 「実施済み・予定あり」は 3%程度にとどまったが、「実施していないが、費用対効果があれば実施したい」と回答した人は約2割。



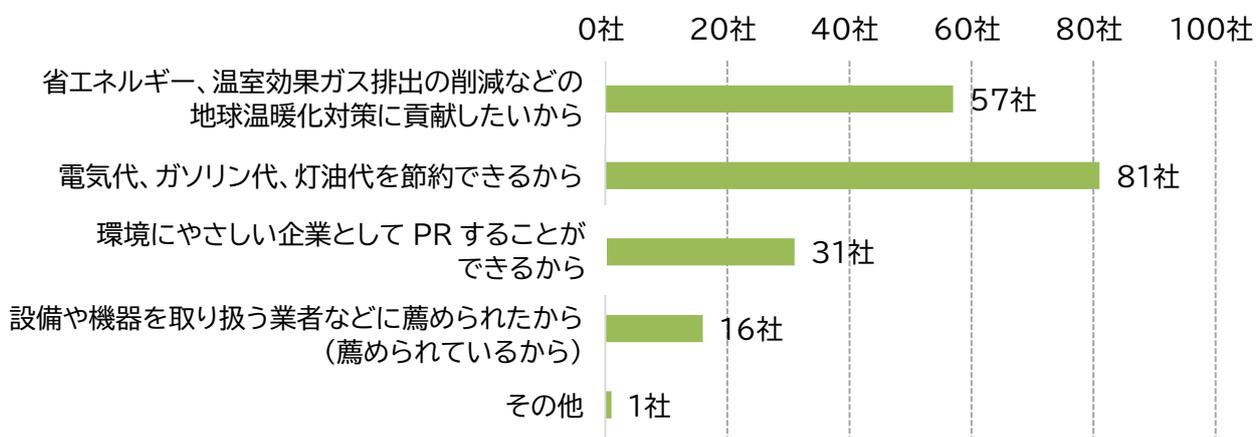
問 10 省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器の導入状況

- ・「②高効率照明機器」については、「導入済み・予定あり」が約8割となった。
- ・「⑤木質バイオマス熱利用設備」「⑥地中熱利用設備」「⑦雪氷熱利用設備」「⑧家庭用燃料電池」については、「導入済み・予定あり」が 5%以下となっており、「導入するつもりはない」と回答した割合は5割～6割を占めていた。



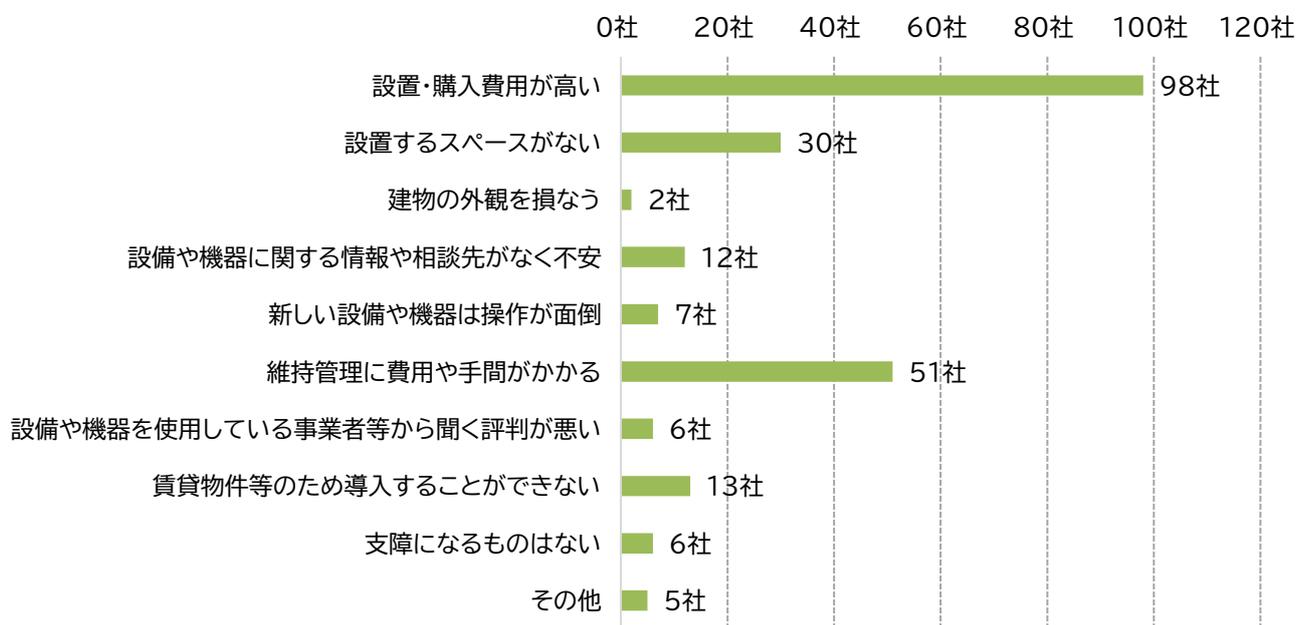
問 11 省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器を導入した(または今後導入する)理由や、関心がある理由(複数選択可)

- ・本項目の回答者 104 社のうち、81 社が「電気代、ガソリン代、灯油代を節約できる」を選択(約 78%)。次いで「省エネルギー、温室効果ガス排出の削減などの地球温暖化対策に貢献したいから」が選択されていた。(回答者の約 55%)



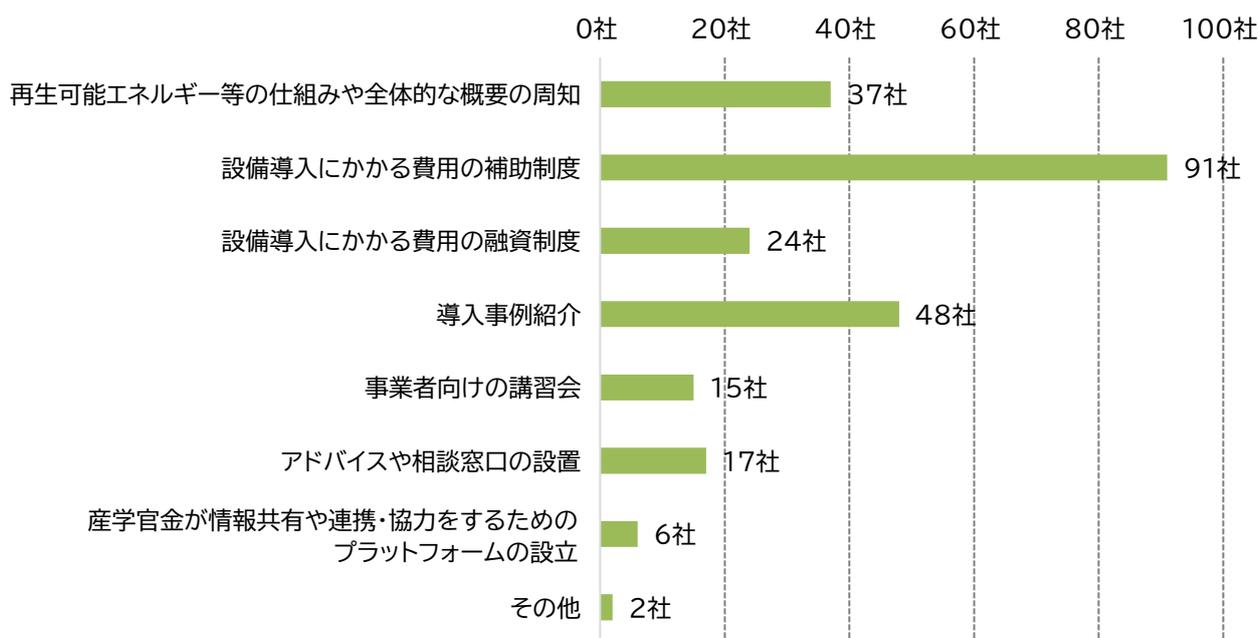
問 12 省エネや再生可能エネルギーに関する設備や機器を導入するうえでの支障(複数選択可)

- ・ 約 81%が「設置・購入費用が高い」を選択。次いで約 42%が「維持管理に費用や手間がかかる」を選択していた。



問 13 省エネや再生可能エネルギーに関して望むもの(複数選択可)

- ・ 約 75%が「設置導入にかかる費用の助成制度」を選択。次いで「導入事例紹介」「再生可能エネルギー等の仕組みや全体的な概要の周知」が選択されていた。



4)小千谷市の環境政策全般について

問14 小千谷市の環境に関する取組へのご要望やご意見(自由記述)

自由記載内容一覧

1	環境に関する取組のモデル都市ではどのような取り組みで、どのような効果があるのでしょうか？小千谷が突出した環境取り組みをするなら何が出来るか、何から取り組みればよいのでしょうか？協力できることはどんなことですか？
2	僭越ながら、ローカル SDGs(地域循環共生圏)の取組推進の事例を見るとヒントが見つかるような気がします。
3	飲食店がどのように環境問題に取り組めるのか分からないので、業種ごとの取り組み事例などを教えていただき、伴走型支援をいただくと助かります。
4	雑紙回収を事業所向けにもしていただくと可燃物の総量が減ると思います。 当事業所としても書類のシュレッダーくずやダイレクトメールなどの封筒・ティッシュペーパーの空き箱・はがき・トイレトペーパーの芯・ポスター・コピー用紙などは大量に可燃ごみとして出しているのでゴミの削減になるかと思えます。 また、当法人のような大規模の事業所ではない小中規模事業所にも、家庭の生ごみ処理機の助成があると導入する事業所もあるのではないのでしょうか。
5	焼却炉の排熱を利用した温水プールを是非導入して欲しい
6	環境の保全につながるものは SDGsの取り組みを進めるうえでも取り入れる必要があると認識していますが、現在、小千谷市で行っている環境政策を把握していないことが現状です。事業所に向けた環境政策について情報発信をしていただければ幸いです。
7	今回のアンケート、返信用封筒には驚いた。民間企業もそうですが、市職員の方々には優秀な方が多数いらっしゃると思います。市のためにどんどんアイデア、意見をだしてもらいたい。
8	この封筒のアイデアが素晴らしい。
9	再生可能エネルギー等の仕組みや全体的な概要がわからない。
10	人口減少、少子高齢化、地域のコミュニティの崩壊、温暖化現象など多角的な視点で問題を解決に導く事が大切と考えます。
11	新規事業であれば、環境に合わせた設備の導入は可能に思われるが、すでに稼働している設備でこわれていない物は、そのまま使用していきたいと思う。やはり、多額の資金が必要と考える。しかし、投資したところで、人口減少に伴った消費高額化が予想される様であれば、積極的な導入はむしろかしいと考えます
12	アンケートの設問より異常気象による対策を考えた方が良いのでは！